

第3次白鷹町環境基本計画



令和5年3月

白 鷹 町

はじめに



白鷹町長 佐藤 誠七

本町は、中央を最上川が流れ、西は朝日連峰、東は白鷹丘陵により盆地が形成された緑豊かな町です。この美しい自然に生まれ、悠久の時を刻みながら、歴史と文化を育んできました。

しかしながら、近年、地球温暖化が要因とされる気候変動により、全国的に集中豪雨や台風などの自然災害が多発する状況となっており、本町においても深刻な影響が及んでいます。また、地球温暖化以外にも、森林・農地の保全、ごみの減量化、生物多様性の保全など、美しい自然を後世に引き継いでいくために取り組まなければならない様々な課題があります。

そのような中、本町では、平成25年3月に「第2次白鷹町環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進してきましたが、令和4年度末で計画期間が終了するため、この度「第3次白鷹町環境基本計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、「第6次白鷹町総合計画」や町の各分野の個別計画、さらには、国・県の関連計画との整合性を図りつつ、令和3年度に行った「白鷹町ゼロカーボンシティ宣言」やSDGsといった視点も踏まえて策定しております。

計画の推進にあたっては、白鷹町に暮らしている一人ひとりが「自分ごと」として環境問題に関心を持ち、町民、事業者、そして町が一丸となり、自然との共生による安心して暮らし続けられる持続可能なまちの実現に向けて取り組むことが重要であります。なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました白鷹町環境審議会委員の皆様をはじめとして、多大なるご協力を賜りました関係各位に厚く感謝と御礼を申し上げます。

令和5年3月

目次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1. 環境基本計画策定の目的	2
2. 環境基本計画の背景と位置づけ	2
3. 計画期間及び対象地域	4
第2章 第2次環境基本計画の検証	5
1. 第2次計画の達成状況	6
2. 現状と課題	10
第3章 環境基本計画の目指すもの	11
1. 目指すべき環境像	12
2. 基本目標	13
3. 計画の主体と役割	14
第4章 環境施策と各主体の取組	15
1. 良好な空気と水環境等を保全し、安心な暮らしを守ります	16
2. 豊かな森林と農地を守り、活かし、育てます	23
3. 脱炭素社会の実現にむけ、地球温暖化対策を進めます	29
4. ごみの減量、資源の循環に取り組みます	35
5. 歴史・文化を継承し、美しい風土を守ります	40
6. 一人ひとりが「自分ごと」として、環境保全に取り組みます	45
第5章 計画の推進	49
1. 計画の推進体制	50
2. 計画の進行管理	51
資料編	53
アンケート集計結果	54
白鷹町環境基本条例	61
関連計画	64
SDGsと施策の関係	65
計画策定の経緯	66

第1章 環境基本計画の基本的事項

本章では、計画策定の目的、背景や位置づけ、計画期間を示します。

1. 環境基本計画策定の目的

白鷹町では、平成12年に環境に対する基本理念及び基本方針を示した「白鷹町環境基本条例」を制定し、平成15年3月に、目指すべき望ましい環境像の実現に向け、「第1次白鷹町環境基本計画」を策定しました。その後、平成21年3月に中間見直しを行い、平成24年度末の計画期間終了を受け、平成25年3月に第2次白鷹町環境基本計画を策定しました。

第2次白鷹町環境基本計画が令和4年度末で計画期間が終了するため、白鷹町環境基本条例第8条に基づき、第3次白鷹町環境基本計画を策定します。

計画の策定にあたっては、第6次白鷹町総合計画のほか、町の各分野の個別計画及び各種施策、国・県の関連計画との整合性を図り、白鷹町の環境の現状や社会情勢等を踏まえつつ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。

2. 環境基本計画の背景と位置づけ

【国・県の環境施策の展開】

国は、環境基本法に基づき、平成30年4月に第5次環境基本計画を策定しています。山形県では、令和3年3月に第4次山形県環境基本計画を策定し、「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を目指す将来像に掲げ、令和12年度までの10年間の計画期間とし、環境施策を推進していくこととしています。

国・県の環境基本計画の概要

	第5次環境基本計画(H30)	第4次山形県環境基本計画(R3)
計画期間	約6年ごとに見直し	令和3年度～令和12年度
目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域循環共生圏」の創造 ●「世界の範となる日本」の確立 ●これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ●持続的発展が可能な豊かで美しい山形県～みんなで創るグリーンやまがた～
環境政策 環境施策	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動対策 パリ協定を踏まえた温暖化対策、電力部門の低炭素化の推進等 ●循環型社会の形成 ●生物多様性の確保・自然共生 ●環境リスクの管理 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理等 ●基盤となる施策 環境影響評価、技術開発、環境教育・学習等 ●東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開 ●気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現 ●再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化 ●3Rの推進による循環型社会の構築 ●生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築 ●良好な大気・水環境の確保と次世代への継承

【SDGs・カーボンニュートラル】

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030のアジェンダ」において記載された国際目標です。国、県においても、SDGsを導入・推進し、積極的に取り組んでいます。

また、政府は、同年12月のCOP21において採択された「パリ協定」を受け、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言、温室効果ガスの削減目標を設定し、地球温暖化対策を推進しています。山形県においても、同様に、具体的な目標値を設定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

町においても、令和3年度に「白鷹町ゼロカーボンシティ宣言」を行うとともに、白鷹町地球温暖化対策実行計画において二酸化炭素排出量の削減目標を設定し、取組を推進しています。本計画には、これらの新たな視点も取り入れています。



白鷹町ゼロカーボンシティ宣言

白鷹町は、西に朝日連峰、東に白鷹丘陵を仰ぐ盆地を形成し、中央を最上川が流れ、その周りに水田地帯が広がる自然豊かな町です。

近年、豪雨や猛暑など地球規模での温暖化が原因と思われる災害が多発しており、町民生活に深刻な影響を及ぼしています。

これらを背景として、白鷹町は町民や事業者と一体となって、SDGsの視点を持った持続可能なまちづくりと、豊かな自然を次の世代に引き継いでいくために、脱炭素型ライフスタイルなどの普及や再生可能エネルギーの地産地消、緑の循環システムの推進など、地球温暖化防止への取組みや二酸化炭素の吸収源である森林の整備等を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指していくことを宣言します。

令和3年11月3日

白鷹町地球温暖化対策実行計画におけるCO₂削減目標

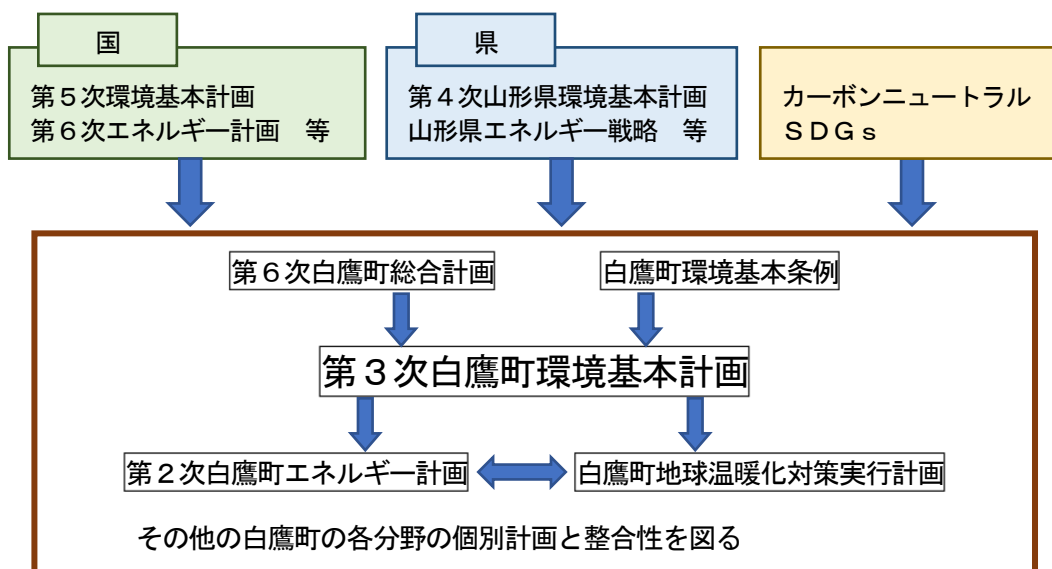
2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度と比較し、二酸化炭素の排出量を46%削減することを目指します。

	年 度	二酸化炭素排出量	削減率
基準年度	2013（平成25）	99千t-CO ₂ /年	-
現況	2018（平成30）	82千t-CO ₂ /年	17%
目標年度	2030（令和12）	53千t-CO ₂ /年	46%

【環境基本計画の位置づけ】

令和2年3月に策定した「第6次白鷹町総合計画」において、町の将来像を「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」と定めています。環境基本計画は、「第6次白鷹町総合計画」に掲げた町の将来像を、環境という側面から実現していくための計画として位置づけるものです。

また、当計画は、同時に策定する「第2次白鷹町エネルギー計画」及び令和4年3月に策定した「第2次白鷹町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」のほか、町の各分野の個別計画、並びに国・県の関連計画と整合性を図り、さらにはSDGs等の新たな視点を踏まえ策定するものです。



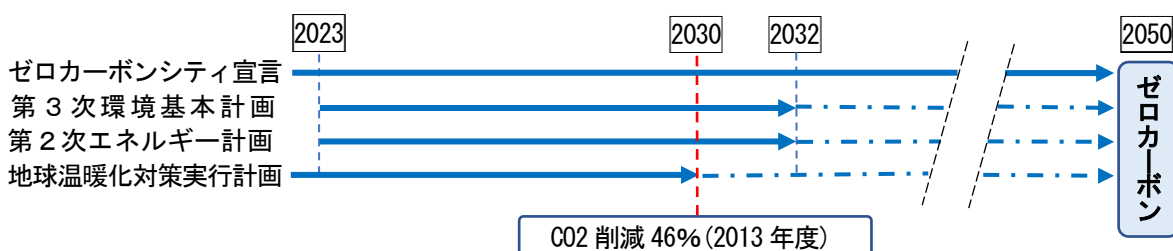
3. 計画期間及び対象地域

計画の期間は、開始年度を令和5年度とし、令和14年度までの10年間とします。計画の対象地域は、白鷹町全域とします。

なお、本計画は、国・県の環境施策や社会情勢の変化、町の関連制度の進捗等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

計画期間	令和5年度から令和14年度の10年間（2023～2032）
目標年度	令和14年度（2032）
対象地域	白鷹町全域

【計画期間及びゼロカーボンシティ宣言・地球温暖化対策実行計画との関係】



第2章 第2次環境基本計画の検証

本章では、第2次白鷹町環境基本計画で定めた環境指標等の達成状況を検証し、現状と課題を示します。

1. 第2次計画の達成状況

第2次白鷹町環境基本計画では、令和4年度を目標年度とし、6つの基本方針ごとに合計28項目の環境指標を設定しました。また、町の環境保全のシンボルとなり、環境施策の取組を先導していくことが期待される事項について、4つの重点推進プロジェクトとして位置づけました。各施策の実績や各種データ、町民アンケートに基づき、その結果を示します。

(1) 環境指標の達成状況

評価の方法は、環境指標設定時の目標値を達成しているか否か、達成状況に応じて4段階で評価します。(なお、令和4年度の実績値が令和5年4月以降に確定する項目については、令和3年度の実績値を用いて評価します。)

評価	A評価	B評価	C評価	D評価	無
達成度	将来目標値を達成した場合	将来目標値には達していないが、H25実績値より向上した場合	H25実績値と同じ場合	H25実績値より低下した場合	将来目標設定時と同じ又は代替の数値データがなく、判定できない場合

(注) 将来目標値が現状維持の場合は、H25実績値と同数の場合はB評価、H25実績値より低い場合はD評価とします。

【基本方針1】おいしい空気、清らかな水、安心して暮らせる住環境を守ります

環境指標	目標値			達成状況	
	H25実績値	将来目標	R4実績値	H25とR4の比較	評価
大気汚染に係る環境基準(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊物粒子状物質、光化学オキシダント)	光化学オキシダントで基準未達成	全項目について環境基準達成	光化学オキシダントで基準未達成	4項目中3項目達成	C
水質汚濁に係る環境基準(水素イオン濃度指数(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、溶剤酸素量(DO)、大腸菌群類)	大腸菌群数で基準未達成	全地点・全項目について環境基準達成	pHについて1地点基準未達成	基準未達成が1地点・1項目に減	B
低公害車、低燃費車等の導入台数	13台(公用車台数の40.6%)	28台(公用車台数の90%)	16台(公用車台数の64.0%)	3台増 23.4P増	B
生活排水処理施設普及率	80.9%	90.0%	88.0%	7.1P増	B
「エコドライブを実施している」と回答した人の割合	64.0%	80.0%	85.1%	21.1P増	A
「家庭からの排水に気を付けている」と回答した人に割合	75.8%	90.0%	73.2%	2.6P減	D
ごみの野焼き苦情件数(町受付)	6件 (H23年度)	0件	8件 (R3年度)	2件増	D

【基本方針2】低炭素社会の構築と、環境にやさしいエネルギー利用を進めます

環境指標	目標値			達成状況	
	H25実績値	将来目標	R4実績値	H25とR4の比較	評価
町民一人あたりの年間二酸化炭素排出量	6,536kg-CO ₂ /年	5,647kg-CO ₂ /年	6,007 kg-CO ₂ /年	△529kg-CO ₂ /年	B
町民一人あたり家庭用電力消費量（注1）	2,176kWh/年	1,817kWh/年	—	—	無
再生可能エネルギー導入目標量（注2）	—	白鷹町の電力使用量の3%分を導入	2.8%	—	B
町全体のエネルギー消費量	—	84,000GJの削減	131,000GJ削減	—	A

（注1）現在、平成25年の実績値を算定したデータと同等のデータがないため、評価は無としている。

（注2）第2次環境基本計画では、将来目標を「21,000GJ分の導入」としたが、同様の算定方法で数値を算出することが困難であるため、導入割合による評価としている。

【基本方針3】恵み豊かな森林や農地を守り育てます

環境指標	目標値			達成状況	
	H25実績値	将来目標	R4実績値	H25とR4の比較	評価
町が整備する公共建築物における地域産材の使用件数	2件	5件	6件	4件増	A
森づくり活動団体数	4団体	10団体	9団体	5団体増	B
農地荒廃率（注1）	3.24%	3.24% （現状維持）	2.61%	0.63P減	A
学校給食食材に占める町内産品率	66.7%	70.0%	85.3%	18.6P増	A
グリーンツーリズム等の交流人口（注2）	351,700人/年	400,000人/年	241,500人/年 （R3年度）	110,200人減	D

（注1）農地の荒廃率は、農業委員会の調査による遊休農地の数値により評価した。

（注2）令和3年度は、コロナ感染症の影響により、交流人口が減少した。

【基本方針4】歴史的資源や景観を生かし、美しい風土を守ります

環境指標	目標値			達成状況	
	H25実績値	将来目標	R4実績値	H25とR4の比較	評価
しらたか古典桜の里推進協議会会員団体数	13団体	13団体 （現状維持）	9団体	4団体減	D
「白鷹の歴史や伝統が感じられる」と回答した人の割合	42.4%	60%以上	65.6%	23.2P増	A
山形県ふるさとの川愛護活動支援事業参加団体・企業数	17団体・3企業 （計20）	25団体・5企業 （計30）	6団体・5企業 （計11）	9減	D

【基本方針5】ごみを減らし、限りある資源を大切に使います

環境指標	目標値			達成状況	
	H25 実績値	将来目標	R4 実績値	H25 と R4 の比較	評価
町民一人一日あたりごみ排出量	399g	350g	470g (R3 年度)	71g 増	D
資源回収量・集団回収量 (注)	645t	645t (現状維持)	473t (R3 年度)	172t 減	D
「買い物時のごみの減量に努めている」と回答した人の割合	83.8%	90.0%	75.1%	8.7p 減	D
「生ごみは堆肥化している」と回答した人の割合	52.9%	70.0%	42.8%	10.1p 減	D
「資源回収に協力している」と回答した人の割合	90.6%	95.0%	87.2%	3.4p 減	D

(注) 令和3年度は、コロナ感染症の影響により、集団回収を実施する団体が少なかった。また、食品トレイやペットボトルなどは、ごみ収集以外にスーパーの店頭での資源ごみ回収に出している人も多い。

【基本方針6】環境への意識を高め、より良い環境を創ります

環境指標	目標値			達成状況	
	H25 実績値	将来目標	R4 実績値	H25 と R4 の比較	評価
環境活動団体情報プラットフォーム(仮)への登録団体数	—	町内で活動する全団体	プラットフォーム活動なし	活動なし	D
「環境保全活動やボランティア活動に参加している」と回答した割合	21.4%	50%	14.5%	6.9p 減	D
花いっぱい運動実施花壇数(学校除く)	36 か所	36 か所 (現状維持)	37 か所	1 か所増	A
ごみ拾いボランティア実施団体数	14 団体 (町受付分)	30 団体 (町受付分)	21 団体	7 団体増	B

集計表

【評価】

	A評価	B評価	C評価	D評価	無
該当項目数	7	7	1	12	1
割合	25.9%	25.9%	3.7%	44.4%	—

(注) 端数調整のため、合計は100%になりません。

A評価・B評価が51.9%であり、半数以上は向上している。また、D評価の中には、コロナ禍や人口減少などの社会状況が大きく影響している項目がある。

(2) 重点推進プロジェクトの検証

重点プロジェクトについては、概ね計画どおり進んでいます。特に、森林保全活動については、大きく前進しています。

重点推進プロジェクト		取組状況
持続可能な美しいまちづくりに向けた行動推進プロジェクト	環境保全活動の基盤整備と推進 ・白鷹町美しい郷づくり推進会議の活動推進 ・各種団体の情報交換を行う「白鷹町環境情報プラットフォーム（仮）」の整備推進。	美しい郷づくり推進会議において、環境フェア、小型家電回収、廃油回収等を実施。白鷹町環境情報プラットフォームは未実施。
	環境教育の推進 ・児童生徒への環境教育、幅広い世代への環境学習の充実	総合的な学習の時間に、環境教育を実施。美しい郷づくり推進会議において、環境フェアを開催。
	白鷹町エネルギー計画の推進 ・再生可能エネルギー推進 ・省エネルギー推進	太陽光発電設備、木質バイオマス燃焼設備設置を推進。公共施設にも積極的に導入。
	ごみ減量・リサイクルの推進 ・ごみ分別、生ごみ堆肥化、資源回収等、町内活動の維持・拡大 ・マイバック、マイ食器など、リサイクル活動の推進	ごみカレンダーの作成、ごみ拾いボランティア支援、小型家電と古着回収、集団回収支援を実施。ただし、一人あたりのごみの量は増えている。マイバックは、社会全体の動きとして定着。
豊かな水と森を育む白鷹町流域プロジェクト	河川水質モニタリング調査の実施 ・町内河川の定期的な水質検査 ・水道水や公共用水域の水質監視 ・地域住民の水質調査活動の支援	町内河川の定期的な水質検査(年2回)、取水口における水質検査を実施。美しい郷づくり推進会議・水環境部会の水質調査。
	森林保全活動の推進 ・町民の森林ボランティア活動の推進、緑環境税の活用等、森林保全活動の推進 ・木質バイオマスの有効利用の推進	森林保全に向けたボランティア活動を実施。緑環境税を活用した木材利用。まちづくり複合施設等への木質バイオマス燃料設備設置。
きれいな空気と景観を守る環境保全プロジェクト	畜産廃棄物適正処理の推進 ・事業者と行政の協力のもと、畜産業に伴う悪臭対策 ・臭気測定を実施し公表 ・畜産廃棄物の堆肥等への循環利用	地区住民・事業者・行政で構成する環境保全会議を開催。堆肥の利活用による耕畜連携の取組を支援。
	景観まちづくり・美化活動の推進 ・河川、幹線道路沿いの美化活動や、地域、団体、企業のごみ拾い活動などの推進 ・置賜景観回廊のモデル地区の深山地区を中心に、農村景観の保全と活用の推進 ・最上川フォーラムと連携し、海岸漂着ごみにつながるポイ捨て防止対策	フラワーロードパークボランティア活動を継続実施。山形県ふるさとの川愛護活動支援事業参加団体は、総数で減少。深山地区内の統一的な景観整備を実施。最上川フォーラムと連携し、継続的に水質調査を実施。
地域からはじまる地球温暖化対策プロジェクト	白鷹町地球温暖化対策実行計画の策定 ・計画策定し、活動を推進	平成27年3月・令和4年3月に計画策定。再エネ設備導入への補助等を実施。
	暮らしと食の地産地消の推進 ・食育計画に基づく地域産材の利用推進 ・環境保全型農業による生産物など、環境に配慮した製品の利用の普及・啓発	学校給食の他、病院、福祉施設等で地産地消促進。環境保全型農業推進の啓発活動実施。
	エコモビリティ推進事業 ・エコドライブ講習会 ・山形鉄道等の公共交通機関の利用拡大 ・行政分野における低公害車、電気自動車の率先導入	エコドライブ講習会の実施(近年はコロナにより未実施)。山形鉄道利用促進を実施(ただし利用減少の抑制は困難)。公用車の更新時に低公害車を導入。

2. 現状と課題

現在の白鷹町の状況や第2次計画の達成状況、アンケート結果（資料編に掲載）をもとに、6つのカテゴリーに分類し、現状と課題について以下に示します。

◆大気・水環境・土壌の保全

- ・光化学オキシダントは全国的に未達成であるが、大気はおおむね良好な状況にある。
- ・下水道、合併処理浄化槽の普及率は向上している。
- ・野焼きや灯油等の流出事故が度々発生していることから、防止対策をする必要がある。
- ・アンケートにおいても、大気・水・土壌の保全については、関心度が高い。

◆森林・農地の保全、生物生育環境

- ・森林・林業の再生に引き続き取り組んでいくことが必要である。
- ・農業従事者・担い手の減少による耕作放棄地の増加が課題となっている。
- ・外来種の増殖、有害鳥獣被害の拡大による農林水産業等への影響があることから、被害防止対策や適正な保護管理をする必要がある。
- ・アンケートにおいても、耕作放棄地や有害鳥獣被害についての関心度は高い。農業が基幹産業である本町にとって、大きな課題である。

◆地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

- ・2050年のカーボンニュートラル達成、2030年の二酸化炭素の削減目標達成向け、町、町民、事業者が一体となって取り組んでいく必要がある。
- ・一人ひとりが認識し、できることから取り組んでいくことが重要である。
- ・太陽光発電設備、木質バイオマス燃焼機器の普及のほか、住宅の断熱性能向上への取組が必要である。
- ・アンケートにおいても、地球温暖化、気候変動について関心が最も高い。断熱リフォーム支援に対する要望が多い。
- ・アンケートでは、10年前と比較し環境が悪くなったという回答が3割であったが、気候変動による自然災害の多発も原因の一つであると思われる。

◆ごみの減量・リサイクル・適正処理

- ・一般廃棄物の量は減少傾向にあるものの、町民一人一日あたりの排出量は増加している。
- ・可燃ごみは、紙ごみが最も多い。資源ごみに出すことで可燃ごみの減量につながるが、アンケートにおいては、約4割が可燃ごみに出している。
- ・ごみが適正に分別されず、処理施設等で火災が発生する事例がある。適正処理・分別について、周知していく必要がある。

◆歴史的・文化的資源・景観の保全

- ・古典桜、深山和紙、紅花栽培など歴史的・文化的資源を引き継ぎ、活かすとともに、森林・農地を適正に管理し、自然豊かな里山の景観を守る必要がある。
- ・各法令、国土利用計画等に基づき、無秩序な土地開発を抑制し、自然環境と調和したまちなみの形成を図る必要がある。
- ・アンケートにおいて、歴史や伝統が感じられると回答した割合は約65%である。

◆環境教育・環境学習の推進、環境保全活動の活性化

- ・地球温暖化を防止するため、一人ひとりが意識を変え、できることから行動していく必要がある。
- ・アンケートでは、環境保全活動に参加したいという割合は約50%であった。一方、高齢化・人口減少の影響もあり、団体を組織し活動していくことが難しい状況にある。
- ・アンケートでは、将来を担う子どもたちへの環境教育を推進することが重要であると回答した割合が高い。

第3章 環境基本計画の目指すもの

本章では、第6次白鷹町総合計画に掲げた町の将来像を、環境という側面から実現していくための目指すべき環境像を示します。

さらに、目指すべき環境像の実現に向け、6つの基本目標を設定します。

1. 目指すべき環境像

人と自然の営みが調和し、時を紡いでいく、潤いのまち ～自然との共生による持続可能なまちづくり～

第6次白鷹町総合計画では、第5次総合計画の理念である「共創のまちづくり」を継承し、町民、自治組織、事業所、各種団体、NPOなどと行政が、それぞれの役割と責任の下で協力・連携し合い、創造、発展していくことを目指しています。

また、異常気象の発生、農作物や生態系への影響の要因となる地球温暖化という大きな課題、そして、その解決に向けた温室効果ガスの排出抑制等の重要性を踏まえ、基本目標のひとつとして「豊かな自然に包まれ、だれもが住みよく、安心・やすらぎを感じる「まち」づくり」を掲げ、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい景観および伝統文化の伝承等の多面的機能の基盤となる農地や森林の保全を図るとともに、地域内の持続可能な循環資源を活用した再生可能エネルギーの活用等を進めていくこととしています。

第2次白鷹町環境基本計画の10年間において、地球環境は大きく変動しました。地球温暖化による気候変動は白鷹町にも大きな影響を及ぼし、平成25年・26年には、これまで経験した事のないような豪雨による甚大な被害が発生し、その後も、数年ごとに豪雨・台風による災害が発生しています。また、以前は考えられなかったような猛暑が続くようになり、農作物や生態系への影響が懸念されるとともに、小中学校には、安全な学習環境を確保するため空調設備が設置されるなど、町民生活に大きな影響が及んでいます。

このような中、特に平成25年・26年の豪雨災害を契機に、町では、森林が有する多面的機能（国土の保全、水資源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、山地災害の防止など）の重要性に改めて着目し、特に森林の再生・保全に力を入れて取り組んできました。令和3年11月には、「白鷹町ゼロカーボンシティ宣言」において、二酸化炭素の吸収源である森林整備等を行い、ゼロカーボンを目指していくことを宣言しました。

社会全体の環境に対する取組も大きく進み、再生可能エネルギー設備や電気自動車等のエコカー、省エネ家電等の普及が進み、日常生活においても、レジ袋有料化によるマイバック持参、資源ごみのリサイクルなどが浸透しています。企業においても、環境に配慮した事業展開や脱炭素の取組を推進する事が求められています。

このような環境や社会情勢の変化を踏まえつつ、今後も、町民全てが豊かな自然の恵みを享受し、やすらぎを感じながら暮らしていけるよう、目指すべき環境像を「人と自然の営みが調和し、時を紡いでいく、潤いのまち」と定め、地域資源を活かした持続可能なまちづくりを目指していきます。

2. 基本目標

目指すべき環境像「人と自然の営みが調和し、時を紡いでいく、潤いのまち」の実現に向け、白鷹町環境基本条例第7条に規定している施策の基本方針に基づき、6つの基本目標を設定します。

6つの基本目標・具体的取組

基本目標 1

良好な空気と水環境等を保全し、安心な暮らしを守ります

具体的取組：①大気の保全 ②水環境の保全 ③その他の環境保全

基本目標 2

豊かな森林と農地を守り、活かし、育てます

具体的取組：①森林の保全と有効活用 ②持続可能な農地の保全 ③生物多様性の保全

基本目標 3

脱炭素社会の実現にむけ、地球温暖化対策を進めます

具体的取組：①地球温暖化対策の推進 ②省エネルギーの推進 ③再生可能エネルギーの推進

基本目標 4

ごみの減量、資源の循環に取り組みます

具体的取組：①ごみの減量 ②リサイクルの推進 ③ごみの適正処理

基本目標 5

歴史・文化を継承し、美しい風土を守ります

具体的取組：①歴史的・文化的資源の保全 ②景観の保全

基本目標 6

一人ひとりが「自分ごと」として、環境保全に取り組みます

具体的取組：①環境教育・環境学習の推進 ②環境保全活動の活性化



【環境基本条例第7条・基本方針】

- (1)大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態で確保すること。
- (2)生物の種の保存及び生物の多様性の確保を図ること。
- (3)森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (4)最上川水系の流域における環境について、総合的に保全を図り、創造すること。
- (5)人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の特性を生かした良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全を図り、創造すること。
- (6)廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (7)良好な環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ること。
- (8)環境施策を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者が協働することのできる社会の形成を図るとともに、より質の高い環境を創造すること。

3. 計画の主体と役割

私たちは、白鷹町の豊かな自然、美しい景観、歴史・伝統文化を守り、未来へ引き継いでいかなければなりません。「共創のまちづくり」の理念のもと、目指すべき環境像の実現に向け、町・町民・事業者が互いに連携・協働しながら、それぞれが自主的かつ積極的に行動し、それぞれの役割を担っていく必要があります。白鷹町環境基本条例において、それぞれの責務を規定しています。

(1) 町の役割・責務【条例第4条】

町は、環境保全のための各種取組を総合的かつ計画的に推進します。取組の実施にあたっては、共創のまちづくりの理念のもと、町民・事業者と連携しながら推進していきます。

良好な環境の保全・創造、地球温暖化対策の啓発など、町民・事業者の環境に対する意識の高揚に努めます。

必要に応じて、国・県及び近隣市町と連携した環境施策の推進に努めます。

(2) 町民の役割・責務【条例第5条】

町民は、環境問題への理解を深め、自然環境の保全、省エネルギー、ごみの減量やリサイクルなどに自ら進んで取り組み、環境への影響を少なくするよう努めます。

町が実施する環境保全の取組に協力するとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加します。

(3) 事業者の役割・責務【条例第6条】

事業者は、環境問題への理解を深め、自然環境を保全するため、事業活動に際しては、公害の防止、廃棄物の発生抑制・適正処理に必要な措置を講ずるとともに、環境負荷の低いエネルギーや設備、再生資源等の利用に努めます。

町が実施する環境保全の取組に協力するとともに、環境保全活動に積極的に参加します。

第4章 環境施策と各主体の取組

本章では、第3章2において設定した6つの基本目標ごとに、取組の方向性・環境施策を示します。町の施策の方向性及び町民・事業者の取組を示すとともに、計画期間の取組における具体的な環境指標及び目標値を設定します。

基本目標 1

良好な空気と水環境等を保全し、安心な暮らしを守ります

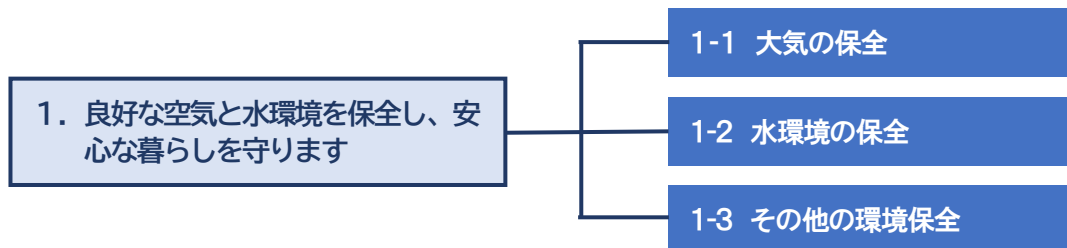


白鷹町は山形県置賜盆地の北端に位置し、町の中心部を南北に貫流する最上川を中心として、西は朝日連峰、東は白鷹丘陵に囲まれた緑豊かな町です。良好な空気と水環境等を保全し、安心な暮らしを守るとともに、未来の子どもたちへ引き継いでいくことが大切です。

白鷹町では、大気汚染や有害物質汚染、水質汚濁など大きな公害問題は確認されておらず、全体としては良好な自然環境が保たれているといえます。一方で、ごみの野焼きや悪臭、騒音などの相談が寄せられています。また、灯油漏れなども報告されており、生活に密着した課題として解消に向けて取り組んでいく必要があります。

施策・取組の体系

良好な空気と水環境等を保全し、安心な暮らしを守るための施策を3つに分類し、町の施策の方向性、町民・事業者それぞれの取組を示します。



1-1 大気の保全

大気に関する調査は山形県が県内8地点で実施しており、本町の近隣調査地点である長井市高野の数値結果からは、概ね良好な状況にあるといえます。一方、山形県の世帯あたりの自家用車保有台数は1.642台で全国3位(一般財団法人 自動車検査登録情報協会「自家用乗用車の世帯普及台数」)であり、また、アンケート結果では、本町の9割の世帯がガソリン車(又はディーゼル車)を所有していることから、良好な大気を維持するため、エコドライブの実施や低公害車への買い替え、近場であれば自転車や徒歩といった行動をすることが大切になります。また、公共交通機関であるデマンドタクシーやフラワー長井線を利用することも、稼働自動車台数が減ることとなり、大気の保全につながります。フラワー長井線については、環境面からの利用促進を図ることが、存続対策にも繋がります。

その他、野焼きに関する苦情が毎年寄せられており、引き続きごみの野焼き禁止についての啓発を実施していく必要があります。畜産に伴う悪臭については、畜産廃棄物の適正な処理を推進するとともに、堆肥の循環利用を促進していくことが重要です。

山形県環境大気常時監視測定結果(年平均値)【測定地:長井市高野】

対 象	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	単位	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	0	0	0	0	0	0	0	0	ppb	40ppb 以下
二酸化窒素 (NO ₂)	5	6	4	4	4	4	3	3	ppb	40-60ppb 以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	15	15	14	12	12	12	9	9	μg/m ³	100 μg/m ³ 以下
光化学オキシダント (O _x) ※	29	33	32	32	35	32	32	31	ppb	60ppb 以下

資料:山形県環境エネルギー部

※光化学オキシダントについては、年平均値では環境基準を下回るが、短期的評価(昼間の1時間値)では、県内すべての測定局で環境基準値を超過している。

1-1 大気の保全

①施策の方向性（町の取組）

- ◆大気汚染物質の排出抑制を図るため、エコドライブ講習会を実施・推進します。
- ◆公共交通機関であるデマンドタクシーやフラワー長井線の利用促進を図ります。
- ◆公共施設への電気自動車用充電ステーション設置を検討します。
- ◆公用車は、環境性能に優れた低公害車の導入を推進します。
- ◆工場・事業所等からの汚染物質の排出抑制、排出基準遵守の指導を行います。
- ◆ごみの野焼き禁止について周知啓発を実施します。
- ◆悪臭対策を推進します（臭気データの測定と啓発）。

②町民・事業者の取組

町 民	エコドライブに努め、近距離は自転車や徒歩で移動し、排気ガス抑制に努めます。 公共交通機関であるデマンドタクシーやフラワー長井線を利用します。 車買換えの際は、環境性能に優れた低公害車への乗り換えに努めます。 庭木の枝葉は可燃ごみに出すなど、適正に処理し、野焼きの防止に努めます。
事業者	エコドライブに努め、排気ガス抑制に努めます。 公共交通機関であるフラワー長井線を利用します。 車両更新の際は、環境性能に優れた低公害車の導入に努めます。 公害防止機器の設置に努めます。 家畜排せつ物の適正処理を行い悪臭対策に努めます。



1-2 水環境の保全

本町では、水環境の保全のため河川の水質調査を実施しており、その結果については毎年、広報誌に掲載し周知しています。水質は概ね良好な状況ですが、今後も良好な水質を確保するため、継続して水質調査を実施していく必要があります。

本町の生活排水処理施設普及率は令和3年度末時点で88.0%であり、広く普及していると言えます。処理施設は公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽ですが、それぞれの処理区域内の普及割合は、公共下水道92.1%、農業集落排水93.7%、合併処理浄化槽69.7%となっています。現在、下水道の持続的経営を確保するため、農業集落排水施設を廃止し、公共下水道への統合を進めていますが、統合により水質が向上すると見込まれています。引き続き、未加入世帯の接続の促進に努めていきます。公共下水道エリア以外の地域では、汲み取り式から合併処理浄化槽による水洗化や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新など、水質保全に向けた取組を推進していく必要があります。

また、森林は、雨水等を自然の力でろ過し、水質を浄化する水源涵養機能を有しています。この機能により、森林にしみ込んだ雨水等はきれいな水となり河川に流れ出ていきます。森林を適正に管理していくことも、水環境の保全にとって重要な取組です。

家庭から排出される生活排水は、水質汚染の大きな原因となっています。食べ残しや食用油が流れ出てしまわないよう、食べきれぬ分だけを作る、油は適正に処理することが大切です。また、台所洗剤やシャンプーなどの使い過ぎにも気を付ける必要があります。普段からの一人ひとりの心がけで河川の水質汚染を抑えることができます。

河川愛護活動は各地区の取組となりましたが、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業等の活用を促進することにより、良好な環境整備が期待されます。さらに、本町には豊富な湧水が存在しており、山形百名水などで広く周知するとともに、今後の世代へ引き継いでいくことが大切です。

近年、増え続ける海洋ごみの問題として、マイクロプラスチックが取りざたされています。陸上でポイ捨てされたり適正に処理されず放置されたプラスチックごみは、風雨などによって川に運ばれ、最終的に海に流れ着き、波や紫外線により分解され、やがてマイクロプラスチックになると言われています。私たちの日常生活においてプラスチックごみを減らすこと、適正に処理することが、海洋汚染の防止対策となります。

令和4年度白鷹町環境調査業務（河川水） 【採取月日：2022年9月29日・天候：晴れ】

採取場所	水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)	浮遊物質 SS (mg/l)	溶存酸素量 DO (mg/l)	大腸菌数 CFU/100ml
蒔沢川	7.6	1.1	5	9.3	170
平田川	7.7	0.5 未満	2	9.5	65
実淵川	7.8	0.5 未満	1 未満	9.5	58
谷町川	7.4	0.6	4	9.2	57
大鮎貝川	7.8	1.0	2	9.0	55
思川	8.0	1.5	6	9.0	70
貝生川	8.9	0.8	1	9.4	10
環境基準 A 類型	6.5~8.5	2.0 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下

1-2 水環境の保全

①施策の方向性（町の取組）

- ◆公共下水道等生活排水対策を推進します。
- ◆河川水質調査の実施と情報の公開により、河川の保全に対する町民意識の高揚を図ります。
- ◆使用済み食用油の回収を行い、水質汚濁を防止します。
- ◆最上川水系水質汚濁対策連絡協議会構成自治体として、油流出事故への迅速な対応を行います。

②町民・事業者の取組

町民	公共下水道への加入、合併処理浄化槽の導入に努めます。 食品ロスに気を付けるとともに、食用油、調理ごみの適正処理に努めます。 灯油漏れ等に注意し、河川への流出事故の発生防止に努めます。 洗剤の使いすぎに注意します。 水源となる山林への理解を深め、保全活動などへ参加します。 町や地域団体が行う環境調査活動へ積極的に参加します。
事業者	地下水や土壌の汚染源となる可能性のある物質は適正な処理・管理を行います。 灯油漏れ等に注意し、河川への流出事故の発生防止に努めます。 水源となる山林への理解を深め、保全活動などへ参加します。 町や地域団体が行う環境調査活動へ積極的に参加します。

1-3 その他の環境保全

その他の環境保全として、放射性物質、騒音・振動、油漏れなどの汚染物質排出防止への対応が求められています。

放射性物質については、東日本大震災による福島原発施設の水蒸気爆発から11年が経過し、本町における空間放射性物質の検査は令和元年で終了しました。現在は、水道水及び農作物の放射性物質について調査を実施しています。

騒音・振動については、毎年数件の相談が寄せられています。騒音・振動は、都市計画用途区域内においては法律や県条例で規制されていますが、用途区域外では規制がありません。用途区域外の騒音については、事業者と地域住民の協力と理解により解決していかねばならない課題となっています。

また、ホームタンクの配管やゴムホースの劣化などの物理的要因のほか、給油中の場所を離れるなどの人為的要因により、灯油の流出事故が度々発生しています。灯油以外にも、重機から漏れた機械油、交通事故等で漏れ出したガソリンなども、河川や土壌を汚染し、自然環境に様々な影響を与える場合があります。油漏れを起こしてしまった場合または発見した場合は、早急に関係機関へ連絡し、被害の拡大を防ぐことが重要です。引き続き周知・啓発を行い、油漏れ防止に努めます。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
件数	8	5	5	7	14

近年、本町においても、無秩序にペットが増え飼育が困難になることにより、飼い主やペットの生活状況及び周辺の住環境が悪化する多頭飼育問題が発生しています。ペットの室内飼育や不妊去勢手術、最後まで責任を持つこと等、適正飼育について広く周知していく必要があります。また、多頭飼育問題を防ぐためには、早期発見、早期対応が重要になります。関係機関や団体、地区等と連携し、多頭飼育問題の発生防止に努めます。

①施策の方向性（町の取組）

- ◆県が実施する空間放射線量測定の結果を広くお知らせします。
- ◆水道水及び農作物の放射性物質の検査を実施します。
- ◆公共工事での低騒音、低振動型機械の使用に努めます。
- ◆油流出事故などによる土壌汚染を防止するため、啓発活動を実施します。
- ◆ペットの適正飼育について周知し、多頭飼育問題の発生を防止します。

②町民・事業者の取組

町民	騒音・振動への理解を深めます。 灯油漏れ等による土壌汚染の防止に努めます。 「命」を大切にし、ペット飼育に一人ひとりが責任を持ちます。
事業者	騒音、振動の発生を抑制します。 灯油漏れ等による土壌汚染の防止に努めます。 土壌汚染の抑制に努めます。

環境指標

環境指標	現状値	目標値 (R14)
「エコドライブを実施している」と回答した人の割合	85.0%	90.0%
公用車の低公害車の導入台数	23台 (48.9%)	33台 (70.2%)
ごみの野焼き苦情件数	8件 (R3年度)	0件
生活排水処理施設普及率	88.0%	90.3%
油漏れ事故発生件数	14件 (R3年度)	0件

基本目標 2

豊かな森林と農地を守り、活かし、育てます



白鷹町の森林面積は10,182haであり、町土の約65%を占めています。この豊かな森林は、林業を通して町民の暮らしを支えるとともに、食や文化の源となるなど、生活に密着したものとなってきました。

しかしながら、外国産材の輸入拡大による木材価格の低迷や化石燃料への転換などにより林業従事者が減少し、長い間、適正な森林施業がなされない状況となっています。森林の管理不足は、洪水や渇水を緩和する「水源涵養機能」や土砂の流出を軽減させる「山地災害防止機能」などの森林の持つ多面的機能の低下を招き、平成25年・26年の豪雨災害においては、山腹崩壊や多数の流木が発生し、これまで経験した事のないような大きな被害に見舞われました。

また、森林は二酸化炭素の吸収源となるため、地球温暖化を防止するために有効な資源ですが、二酸化炭素の吸収力は成長期の樹齢20年頃がピークと言われています。しかし、本町の森林は約70%が樹齢55年を超えており、二酸化炭素の吸収量はピーク時の約半分まで減少していると推測されます。平成25年・26年の豪雨災害を契機に、森林の多面的機能の向上にむけ、森林の整備・再生に取り組んできましたが、今後も重点的に取り組んでいく必要があります。

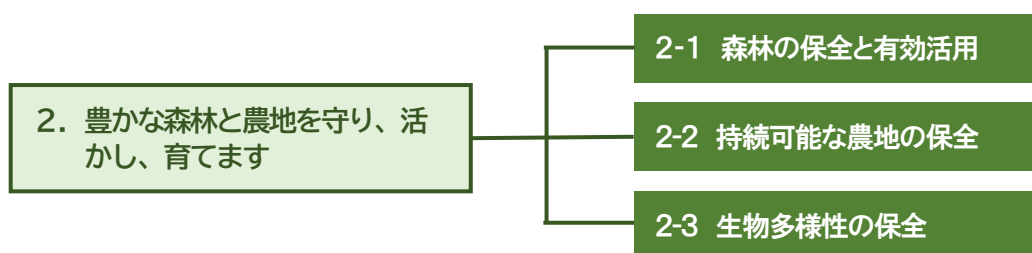
農業は町の基幹産業であり、農用地区域面積は約2,167haとなっています。農業においても、産業構造の変化や少子高齢化・人口減少による担い手の減少が課題となっており、さらには、近年、拡大しているイノシシなどの有害鳥獣被害により、耕作放棄地が増えることが懸念されています。

農地についても、森林同様、農業生産の基盤であるだけでなく水源涵養機能や町土の保全、自然環境の維持に大きく貢献しています。また、身近な自然生物の生息場所でもあり、生物多様性を維持するうえでも重要な役割を担っています。

今後も、持続可能な農業を維持し、農地の保全による農地の多面的機能の向上、景観の維持などに取り組んでいく必要があります。

施策・取組の体系

豊かな森林や農地を保全し、活かし、維持していくための施策を3つに分類し、町の施策の方向性、町民・事業者それぞれの取組を示します。



2-1 森林の保全と有効活用

本町では、民有林が森林全体の約9割を占め、民有林の人工林面積は5,293haです。その内、標準伐期齢を超えている人工林面積は4,205haとなっています。現在、戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎えており、これまでの「育てる林業」から「使う林業」への大きな転換期を迎えています。

森林の持つ多面的機能を高め、環境保全機能を発揮するためには、森林の適切な維持管理が欠かせません。そのためには、適切な間伐や下刈り、計画的な伐採・植林、伐採した木材の有効利用を行う「緑の循環システム」を推進し、森林の若返りを図ることが重要となります。

森林の適正管理は、水源涵養機能を高め、日常生活や農業に欠かせない豊かな水資源の貯留、豪雨等による自然災害の防止に繋がります。木材を木質バイオマスストーブ等の再生可能エネルギーとして利用することは、化石燃料の使用量の削減に繋がり、森林の若返りは、森林の持つ二酸化炭素吸収力を高めることとなります。さらに、木材は炭素を貯蔵した状態にあることから、木材を住宅等に利用することで、長期間、二酸化炭素を固定した状態を保つこととなります。木材の利用は、地域内の雇用の創出、地産地消の地域振興にも繋がります。

令和3年11月の「白鷹町ゼロカーボンシティ宣言」においても、二酸化炭素の吸収源である森林の整備等を行い、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指していくことを宣言しています。今後も重点的に、森林の保全と有効活用に取り組んでいきます。

①施策の方向性（町の取組）

- ◆森林施業の基礎となる森林の境界明確化及び林道の整備に取り組めます。
- ◆伐採、利用、植林、育林までを循環させる「緑の循環システム」を推進します。
- ◆森林の二酸化炭素吸収力向上を図る再造林を推進します。
- ◆公共施設や一般住宅への町産木材の利用を促進します。
- ◆林業や木材産業の人材育成・担い手確保に取り組めます。
- ◆松くい虫・ナラ枯れ防除を進め、病害虫等による森林被害を防止します。
- ◆景観維持や森林保全に取り組む地域活動団体を支援します。
- ◆町産木材の玩具や教育副読本により、森林環境学習の推進や啓発に取り組めます。

②町民・事業者の取組

町民	植林・育林活動や森林保全活動に積極的に参加します。 町産木材や林産物の積極的な購入に努めます。 森林が有する水源涵養機能や二酸化炭素吸収機能などの重要性への理解を深めます。 山歩きなど、森林と触れ合う機会を設けます。
事業者	町産木材の安定的な流通、販売網の拡大促進に協力します。 町産木材や林産物を使用した製品の製造・販売に努めます。 自社施設への町産木材の利用、木質バイオマス設備の導入に努めます。 森林の多面的機能を理解し、適正な森林管理に協力します。 森林の集積・集約化を図り、適切な森林整備に努めます。

2-2 持続可能な農地の保全

農業は町にとって欠かせない基幹産業であり、食の生産・安定供給だけでなく、地域コミュニティや歴史・文化の基盤となる役割を果たしてきました。さらに、農地は、雨水の一時的貯留による洪水や土砂崩れの防止、生物多様性や美しい里山の景観の維持など、環境にも大きく関わる様々な多面的機能を有しています。

しかし、農業においても少子高齢化・人口減少による影響は大きく、担い手不足や高齢化による農業従事者の減少により、耕作放棄地の増加が懸念されています。さらには、近年増え続けるイノシシ等の有害鳥獣被害も加わり、ますます離農者が増えていく恐れがあります。

そのような中、町ではこれからの農業の中心となる認定農業者の育成に取り組み、担い手への農地の集積・集約を進めてきました。また、地域自らの創意と合意により、地域農業の特性を生かした産地形成を図っていくことを目的とした「人・農地プラン」による話し合いや、中山間地域等直接支払制度などの日本型直接支払制度を活用しながら、地域が一体となり、守るべき農地の保全に取り組んできました。「人・農地プラン」については、農業経営基盤強化促進法の改正により、今後、法定化された「地域計画」として策定していくこととなり、地域や関係団体がより密接に関わり合いながら、農業の在り方を協議していくこととなります。今後も、引き続きこれらの取組を推進していきます。

一方、未相続により所有者が不明となり、農地の賃貸借や売買ができず集積・集約が進まない事例も見受けられます。適切に相続登記するよう周知・啓発を行うとともに、県知事裁定により所有者不明農地を貸し付けることができる制度等を活用し、農地の集積・集約を促進します。

また、近年の世界情勢に目を向ければ、国際的な食糧の供給・流通が困難になる状況も発生しており、安心安全な食の安定的な供給を確保するため、ますます地産地消の重要性が高まっています。さらに、化学肥料等の使用の抑制により環境負荷を低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果のある環境保全型農業を促進していくことも重要です。今後も、持続可能な農業を維持していくため、各種の取組を推進していきます。

2-2 持続可能な農地の保全

①施策の方向性（町の取組）

- ◆「地域計画」や「集落戦略」による持続的な地域づくり、農地保全を推進します。
- ◆新規就農を促進し、新たな担い手を確保するとともに、担い手への支援を行います。
- ◆「みどりの食料システム戦略」に基づき、化学肥料・農薬の使用等を抑えた環境保全型農業や、耕種農家と畜産農家による耕畜連携を推進します。
- ◆圃場整備による作業の効率化やドローン等を利用したスマート農業を推進し、農耕用機械による化石燃料の使用や二酸化炭素の排出の抑制を図ります。
- ◆個人や地域ぐるみの有害鳥獣被害対策を支援します。
- ◆農業経営の安定と農地の保全に資するよう、地産地消を促進します。
- ◆遊休農地の発生防止と解消を図ります。
- ◆制度に基づく所有者不明農地の利活用を促進します。

②町民・事業者の取組

町民	地産地消に努めます。 農地所有者は、農地を適正管理し、遊休農地の発生防止に努めます。 「地域計画」等の話合いに参加し、農地の集積・集約化に協力します。 農地の有する多面的機能に対する理解を深めます。 有害鳥獣の餌となる放任果樹や食物残渣を適正に処理します。
事業者	農地を適正管理し、農地の集積・集約化に取り組みます。 環境保全型農業について理解を深め、導入について検討します。 スマート農業の導入による作業の効率化を図ります。 地域ぐるみの鳥獣被害対策に積極的に取り組みます。

2-3 生物多様性の保全

私たちの暮らしは、多様な生物が複雑に関わり合う生態系に支えられて成り立っています。哺乳類、爬虫類、昆虫、植物、菌類、バクテリアなど、地球上のあらゆる生命は、一種だけでは生きていくことができません。ひとつの生態系の破壊は、連鎖的に他の生態系に影響を与え、結果的に人の生活にも大きな影響を及ぼすこととなります。過剰な土地開発のほか、地球温暖化による生態系への影響も危惧されています。

本町においても、かつては市街地においてもホテルを見ることがありましたが、現在は、見ることができる場所は限られています。また、外来種の増殖により、最上川の豊かな恵みである鮎の食害被害が深刻化しています。特定外来生物であるオオキンケイギクなどは栽培が原則禁止されているため、誤って栽培しないよう周知していく必要があります。さらに、クマが人里に出没することも多くなり、イノシシによる農作物被害も急増しています。ニホンジカも確認されており、今後、生息状況を注視していく必要があります。

一方、町の主要な取組である紅花栽培については、日本農業遺産登録申請時の調査において多様な昆虫の訪花が確認されており、紅花畑が生物多様性の保全に有効であるという結果が出ています。町内の生物分布については、国・県の調査により把握するとともに、特に希少な生物については、引き続き調査を実施します。また、これらの希少生物は、採取や捕獲から守っていく必要があります。

白鷹町周辺で確認された希少生物	
植物	昆虫類
オキナグサ	ヒメシロチョウ ウスバカマキリ

資料：山形県環境科学研修センター
令和2年度自然生物生態系保全モニタリング調査

都市計画や農業振興地域整備計画、さらにはコンパクトシティの考えに基づいた適正な土地利用・開発を図りつつ、森林・農地の適切な管理により多様な生物の生息地を保全するとともに、野生生物とのすみ分け、被害防止対策や適正な保護管理を行い、自然と人の共存を図っていく必要があります。

①施策の方向性（町の取組）

- ◆河川、農地、森林などの適正管理を推進し、多様な生物の生息地を保全します。
- ◆町民や団体と協力しながら、希少な野生生物の生息地の調査と保全活動を行います。
- ◆草刈りなどの適正管理により、野生生物が近寄りにくい環境づくりに取り組みます。
- ◆生態系を守りながら、適切な有害鳥獣駆除を行います。
- ◆ブラックバス駆除など、外来種による食害被害対策に取り組みます。
- ◆周囲の環境に影響を与えるオオキンケイギクなどの特定外来生物について、栽培が原則禁止であることを周知し、移入・拡大防止に努めます。

②町民・事業者の取組

町民	生物多様性について理解を深めます。 野生動植物の生息・生育環境について理解を深めます。 希少な野生生物の生息地の保全活動に参加します。
事業者	生物多様性について理解を深めます。 開発や工事を行う際は、生物生息環境に十分に配慮します。 生物多様性を保全するための社会貢献活動を行います。

環境指標

環境指標	現状値	目標値 (R14)
白鷹町が整備する公共施設における地域産材の使用件数	6施設	9施設
森林保全活動団体数	9団体	9団体 (現状維持)
環境保全型農業に取り組む農業者数	0	4
地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策	4地区	14地区
学校給食に占める町内産品率	85.3%	85.3% (現状維持)
農地荒廃率	2.61% (R3年度)	1.5%



基本目標 3

脱炭素社会の実現にむけ、地球温暖化対策を進めます



白鷹町は令和3年11月3日、2050年度（令和32年度）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「白鷹町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この大きな目標を達成するためには、町、町民、事業者が一体となって、二酸化炭素排出量削減に取り組んでいく必要があります。地球温暖化を原因とする異常気象を身をもって実感するようになった今、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を促進していくことは非常に重要です。

白鷹町は、町土の約65%を森林が占めています。この特徴を生かし、再生林により森林の二酸化炭素吸収力を最大限に活かすこと、また、森林を木質バイオマスとして有効活用すること等により、ゼロカーボンを目指していきます。さらに、木材は炭素を貯蔵した状態にあることから、木材を住宅等に利用することで、長期間、二酸化炭素を固定した状態を保つことになるため、公共施設や住宅等への町産材の利用促進を図ります。

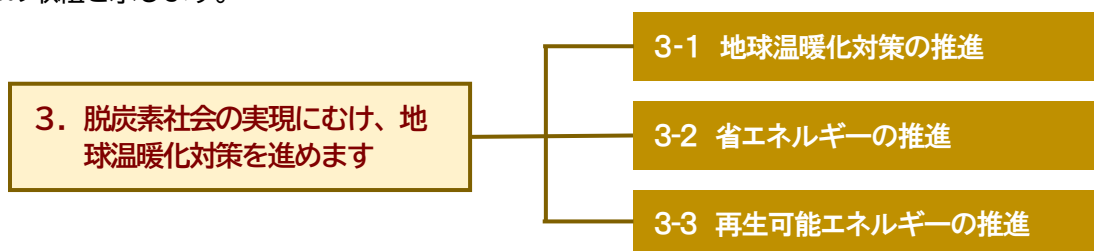
2019年度（令和元年度）には、多くの町産材を利用し、本庁舎、分庁舎、中央公民館を統合したまちづくり複合施設を整備しました。複合施設では、化石燃料のボイラーではなく、木質バイオマスを活用するチップボイラーを導入したことにより、排出量の基準となる2013年度（平成25年度）と比較し、二酸化炭素の排出量が20.7%、72,280kg-CO₂減少しました。引き続き、化石燃料から再生可能エネルギーへの移行等の取組を促進し、地球温暖化対策を推進していきます。

地球温暖化対策は、地球規模で取り組むべき課題ではありますが、小さなところからの取組が重要です。地球温暖化対策や省エネルギーの促進は、快適な生活を犠牲にして行うものではなく、快適さを兼ね備えたうえで実現されるものです。国では、二酸化炭素の排出量の約6割が衣食住に起因していることから、脱炭素に貢献する「製品の買替え」「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で「賢い選択」をしていく国民運動「COOL CHOICE」の取組を推進しています。家庭、事業所、町がそれぞれの役割を認識し、経済成長と地球温暖化対策の両面から対策を講じていくことが大切です。

町では、これらの背景を踏まえ、令和5年度を計画初年度とする「第2次白鷹町エネルギー計画」に基づいたエネルギー対策を進めていきます。

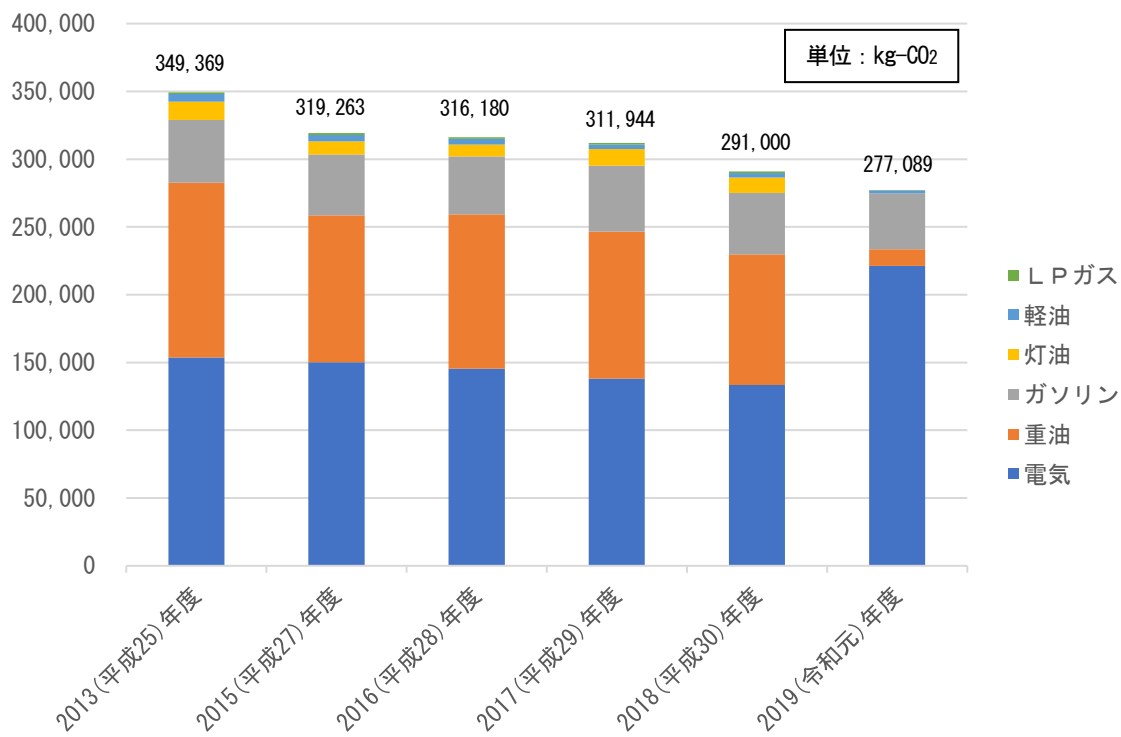
施策・取組の体系

地球温暖化対策を推進していくための施策を3つに分類し、町の施策の方向性、町民・事業者それぞれの取組を示します。



まちづくり複合施設整備による、二酸化炭素排出量の推移

年 度	2013（平成25）年度	2019（令和元）年度	削減率
施 設	本庁舎・分庁舎・中央公民館	まちづくり複合施設	/
二酸化炭素排出量	349,369 kg-CO ₂	277,089 kg-CO ₂	



3-1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化に伴う気候変動は、集中豪雨・洪水等の異常気象、自然災害の頻発などを引き起こし、自然・生態系や社会・経済を含む私たちの生活基盤全体に深刻な影響を及ぼしています。白鷹町では、町、町民、事業者が一体となって豊かな自然を次の世代に引き継いでいくために、SDGsの視点を持った持続可能なまちづくり、再生可能エネルギーの推進や緑の循環システムの構築など、地球温暖化防止への取組を行ってきました。

令和3年11月3日には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「白鷹町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、また、令和4年3月には、2030年度末（令和12年度末）までに2013年度（平成25年度）と比較して二酸化炭素排出量を46パーセント削減することを目標とした地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定しました。この計画では、区域施策編として家庭、事業者、農林水産業・農山村の3区分ごとに、省エネルギー対策、再生可能エネルギー施設の導入、自動車対策、森林吸収源対策等について示すとともに、事務事業編では役場内の業務に関する地球温暖化対策を示しています。

二酸化炭素排出量については、約6割が衣食住などを中心とするライフスタイルに起因するとされており、一人ひとりが生活の中で工夫しながら無駄をなくすこと、環境負荷の少ない行動をしていくことが求められています。また、事業者においては、自らの事業活動における脱炭素化のみならず、サプライチェーン全体における気候変動対策や脱炭素化の動きを捉えることが必要です。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）や第2次白鷹町エネルギー計画において具体的な取組を示していますが、これらの取組は、町、町民、事業者が一体となり推進していくことが重要です。そのためには、地球温暖化対策について共通した認識が必要です。各計画に示されている施策を広く周知し、関係機関と協力し推進していきます。

①施策の方向性（町の取組）

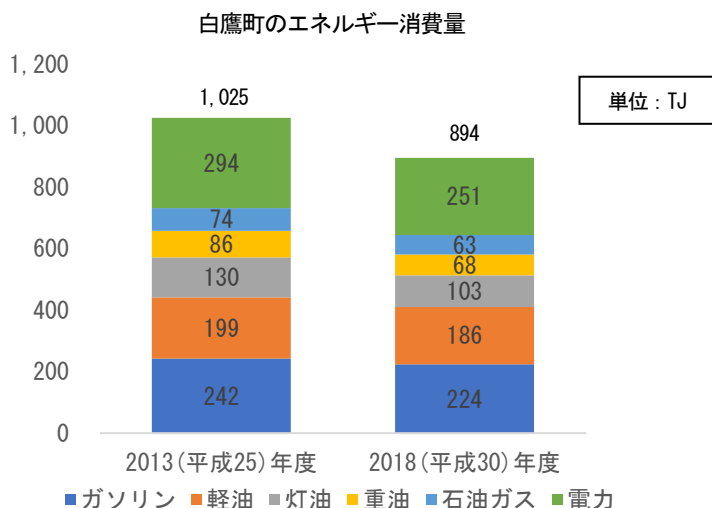
- ◆地球温暖化対策について、広く町民、事業者へ周知し、推進していきます。
- ◆二酸化炭素の吸収源となる森林の有効活用や、再生可能エネルギーの普及等によりゼロカーボンを目指します。

②町民・事業者の取組

町民	地球温暖化対策の重要性を理解します。 地球温暖化対策実行計画、エネルギー計画に示された施策について積極的に実践します。 環境に配慮した衣・食・住・移動を心がけ、脱炭素を意識したライフスタイルを実践します。
事業者	地球温暖化対策の重要性を理解します。 地球温暖化対策実行計画、エネルギー計画に示された施策について積極的に実践します。 気候変動対策や脱炭素の視点を取り入れた事業運営に努めます。

3-2 省エネルギーの推進

家庭や事業所では、省エネ性能の高い電化製品への買い替えにより、電力消費を抑えることが可能です。また、住宅・事業所の新築、リフォームによる断熱対策により、家庭や事業所におけるエネルギー消費量を抑えることが可能になります。これにより、光熱費を抑えることができるため、経済的なメリットに繋がります。また、住宅の断熱化が町内業者による施工となることで、町内経済の循環に繋がると考えられます。



①施策の方向性（町の取組）

- ◆高気密・高断熱な住宅の普及を促進します。
- ◆住宅や事業所の断熱リフォームを促進します。
- ◆公用車は、環境性能に優れた低公害車の導入を推進します。
- ◆エコドライブの普及・促進に努めます。
- ◆公共施設において、照明のLED化や使用電力削減などの省エネルギー対策に取り組めます。
- ◆設備や事務機器等は、省エネ性能の高い製品の導入を推進します。

②町民・事業者の取組

町民	高気密・高断熱住宅の導入を検討・推進します。 家庭への省エネ機器等の導入を推進します。 日常生活において、省エネ行動を実践します。 エコドライブやアイドリングストップを意識します。 車買換えの際は、環境性能に優れた低公害車への乗り換えに努めます。
事業者	事業所の高気密・高断熱化を検討・推進します。 事業所への省エネ機器等の導入を推進します。 事業所内における省エネ行動の浸透を目指します。 業務におけるエコドライブやアイドリングストップを意識します。 車両更新の際は、環境性能に優れた低公害車の導入に努めます。

3-3 再生可能エネルギーの推進

白鷹町において、現在導入が可能な再生可能エネルギーは、太陽光と木質バイオマスであると考えます。太陽光発電設備を導入し、発電した電力を家庭や事業所で利用することにより、化石燃料由来の電力から再生可能エネルギーへの切り替えが可能です。また、薪ストーブやチップボイラーを暖房機器として利用することも、再生可能エネルギーの導入のひとつです。白鷹町は町土の約65%を森林が占めていることから、木材を活用しエネルギーを作ること、エネルギーの地産地消が実現できます。

太陽光発電設備の導入にかかる経費は、技術開発が進んだことなどを理由に抑えられるようになってきました。これにより固定価格買取制度による電気の買取価格は下降傾向ではあるものの、電気の自家消費により電気料金を抑えることや、災害対応として蓄電することができるといったメリットがあることから、町では引き続き設置費用に対する支援を行い、太陽光発電設備の普及促進を図ります。

再生可能エネルギー推進事業費補助の状況（推移）（令和4年度末時点）

種 類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計	
太陽光発電設備	10	6	9	12	1	8	4	6	8	2	66	
蓄電池+太陽光発電	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	
蓄電池	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	
木質バイオマス燃焼機器	ペレットストーブ	—	—	4	5	3	3	5	1	3	0	24
	薪ストーブ	—	—	1	2	1	3	3	1	4	4	19
計	10	6	14	19	5	14	12	8	15	13	116	

①施策の方向性（町の取組）

- ◆白鷹町再生可能エネルギー推進事業費補助を継続して実施します。
- ◆公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ◆国や県、町独自で実施する設備の導入支援に関する情報を提供します。

②町民・事業者の取組

町 民	国・県の助成制度や町独自の助成制度を活用し、家庭への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
事業者	国・県の助成制度や町独自の助成制度を活用し、事業所への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

環境指標

環境指標	現状値	目標値 (R14)
再生可能エネルギー導入量（電気）	2.8%	30%
再生可能エネルギー導入量（熱）	—	10%
エネルギー消費量の削減	—	10%

基本目標 4

ごみの減量、資源の循環に取り組みます



ごみの処理については、置賜3市5町で構成する置賜広域行政事務組合により、広域処理を行っています。各施設から運ばれたごみは、クリーンセンターにおいて焼却や破砕などの処理が行われ、最終的に、米沢市の浅川最終処分場において埋め立て処理を行っています。この最終処分場は近隣の方からの理解があってこそ運営できる施設であり、処分できる量は決して無限ではありません。この事を一人ひとりが理解し、排出するごみの量を可能な限り抑えるよう努力していくことが必要です。

人口減少により、白鷹町から排出される一般廃棄物の量は減少傾向にあるものの、町民一人一日あたりの排出量は増加しており、令和3年度においては470g/日となりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響から、地区で実施する集団回収を行うことができなかった時期もあり、資源回収量については減少傾向となっています。

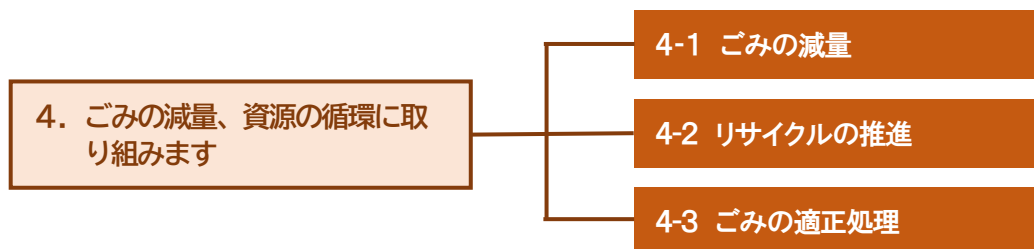
また、ごみ分別の細分化により、分別ルールの周知にも課題があり、不適切な分別を原因とする火災、処理施設の故障などの事案も発生しています。高齢世帯の増加に伴い、ごみ分別については生活に密着した課題となっています。

不法投棄については、住民と連携したパトロールにより不法投棄防止に対する住民意識は向上しつつあるものの、廃家電や事業により発生したと思われる廃棄物の不法投棄や幹線道路におけるポイ捨てが見受けられます。

近年、マイクロプラスチックが大きな環境問題となっています。海洋汚染や生態系保全への対策のほか、地球温暖化対策としてプラスチックの排出量を減らすことで、二酸化炭素排出量の削減に繋がることから、ごみの分別、適切な処理とあわせて更なるリサイクル意識の向上を図ります。

施策・取組の体系

ごみの減量、資源の循環に取り組むための施策を3つに分類し、町の施策の方向性、町民・事業者それぞれの取組を示します。



4-1 ごみの減量

ごみ減量の主な取組としてはリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rにリフューズ（発生回避）を加えた4Rの取組が重要です。買い物の際には、包装が簡略化されたものを選ぶことでごみを削減できますし、レジ袋の有料化など、生産・販売側と消費者双方で発生抑制の取組を行っていくことが重要です。

リフューズ（発生回避）は、安いからといって必要以上に物を買わないことや、ごみとなる可能性のあるレジ袋を受け取らずマイバックを持ち歩く、ペットボトルの代わりにマイボトルを持ち歩くなど、使い捨てのライフスタイルを見直すことでごみの排出量を削減する取組です。また、不要になった物を販売するフリーマーケットを利用することも、一人ひとりが気軽に取り組めるリユースのひとつです。

さらに、家庭や事業所において実施できる取組として、サービスや製品を選ぶ際に、その必要性をよく考え、原材料や使用するエネルギーの環境負荷ができる限り少ないものを選択する「グリーン購入」について促進していきます。

	R1	R2	R3
生活系可燃ごみ(t)	2,036	2,044	2,030
生活系不燃ごみ(t)	207	220	191
1人一日あたり(g)	458	471	470

資料：置賜広域行政事務組合

①施策の方向性（町の取組）

- ◆堆肥化による生ごみの減量を促進します。
- ◆簡易包装の普及・促進を図ります。
- ◆マイバッグ・マイボトル普及のため、啓発を行います。
- ◆役場の業務におけるごみの削減に取り組めます。
- ◆グリーン購入を普及・促進します。

②町民・事業者の取組

町民	<p>簡易包装の商品、販売店を積極的に選択します。</p> <p>使い捨て製品の使用を極力避け、マイバッグ、マイボトル等の使用に努めます。</p> <p>コンポストなどを利用した生ごみの堆肥化に努めます。</p> <p>食品を選ぶ際には「てまえどり」を心がけ、食品ロスの削減を目指します。</p> <p>必要な商品を選択し、買いすぎ防止に努めます。</p> <p>不要になったものがある場合は、フリーマーケット等で販売するなど、処分方法を見直します。</p> <p>使い捨てプラスチック製品の使用を抑えます。</p> <p>日用品のグリーン購入に努めます。</p>
事業者	<p>簡易包装の普及に努めます。</p> <p>生産・流通・販売過程での廃棄物の抑制に努めます。</p> <p>グリーン購入に努めます。</p>

4-2 リサイクルの推進

再生素材を使用した製品の利用や、使用後のリサイクルが容易な商品を選んで購入することは、社会全体でのリサイクル推進に繋がる重要な取組です。

また、地域における空き缶や古紙などの資源の集団回収は、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、近年は回収量が減少傾向にありましたが、ごみではなく資源として回収する非常に重要な取組であり、町としては今後もこの活動を促進していきます。

紙ごみは古紙として資源回収を行うことでリサイクルに繋げることが可能ですが、可燃ごみの中に含まれる紙ごみの量は非常に多く、アンケートにおいても41.1%の方が紙ごみを可燃ごみとして捨てているという回答でした。紙ごみを資源として回収することで、町内から排出されるごみの量が削減されるため、紙の資源回収について力を入れていきます。

置賜管内市町村から排出されるごみ質の測定

	ごみ組成割合 (%)					
	紙・繊維	ビニール ゴム・皮革 合成樹脂	木・竹 わら類	厨芥類	不燃物類	その他
令和3年度平均	<u>51.88</u>	25.46	11.02	9.06	1.20	1.38
令和2年度平均	<u>47.87</u>	33.18	6.64	10.32	1.11	0.89

資料：置賜広域行政事務組合

①施策の方向性（町の取組）

- ◆リサイクルを普及・促進します。
- ◆公共事業におけるグリーン調達を推進します。
- ◆資源回収及び集団回収を促進します。
- ◆小型家電・古着回収を継続実施します。
- ◆古紙の資源回収を促進し、可燃ごみの排出量削減を図ります。
- ◆使用済てんぷら油を回収し、再生利用を図ります。
- ◆役場の業務における資源ごみのリサイクルに取り組みます。
- ◆公共工事の建設残土のリサイクルに取り組みます。

②町民・事業者の取組

町民	缶やビン、ペットボトル、紙パック、食品トレイ、古紙などの資源回収に協力します。 地域の集団回収など、リサイクル活動に積極的に参加、協力します。
事業者	事業における資源ごみのリサイクルに取り組みます。 リサイクル活動に積極的に参加、協力します。

4-3 ごみの適正処理

家庭や事業所から排出されるごみは、適正に分別し処理されなければなりません。分別が適正でなかった結果として誤った処理方法による処理が行われ、ごみの中間処理施設において火災が起こるなど、日常生活に欠かせないごみの収集にも大きな影響を与える場合があります。このような分別の誤りが発生する理由として、ごみ分別の細分化や取扱ルールの変更による混乱や、高齢世帯の増加によりごみの分別が困難になるといった背景があります。町としては、分別のルールを町民の皆さんに守ってもらえるような仕組みづくりを検討していく必要があります。

また、現在、町では大規模な不法投棄は発生していませんが、年に数件の通報、相談があります。ごみを公共の河川や道路はもちろん、山林や農地等へ捨てること放置することは、たとえ自分の所有地であっても禁止されています。不法投棄は生活環境や景観にも影響を及ぼすことから、町民と行政が一体となり不法投棄を防止することが重要です。今後も、不法投棄防止に向けた周知啓発を徹底するとともに、監視活動を実施していきます。

さらに、近年、大きな話題となっているマイクロプラスチックについては、海洋ごみの問題として取り上げられることが多い問題ですが、陸上でポイ捨てられたプラスチックごみなどが河川を通じて海へ運ばれ、紫外線などによって劣化し非常に小さな状態になることが発生原因の一つとされています。この問題を解決するためにも、適正にごみを処理しなければなりません。

大規模地震や豪雨・台風による災害、その他の自然災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生することが想定されます。気候変動の影響により、数年おきに豪雨・台風被害が発生する状況であり、置賜管内においても災害廃棄物の仮置場を設置し対応した事例があります。今後、大規模な災害が発生した場合は、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、生活環境の保全を図ります。



ストップ！不法投棄

①施策の方向性（町の取組）

- ◆ごみが適正に処理されるよう、ごみの分別について周知・啓発を行います。
- ◆ごみのポイ捨て防止など、不法投棄防止対策を徹底します。
- ◆災害廃棄物について適正に収集・処理し、生活環境の保全を図ります。

②町民・事業者の取組

町民	ごみは正しく分別し、適正な処分を徹底します。 不要になった家電等は、小型家電リサイクル法に基づく適正な処理を行います。 ポイ捨てや不法投棄は絶対に行いません。
事業者	産業廃棄物の発生抑制に努めます。 ごみは正しく分別し、適正な処分方法を徹底します。

環境指標

環境指標	現状値	目標値 (R14)
町民一人一日あたりのごみ排出量	470g (R3年度)	370g
資源回収量・集団回収量	473t (R3年度)	654t
集団回収の実施団体数	18団体	20団体



白鷹町美しい郷づくり推進会議による小型家電回収

基本目標5

歴史・文化を継承し、美しい風土を守ります



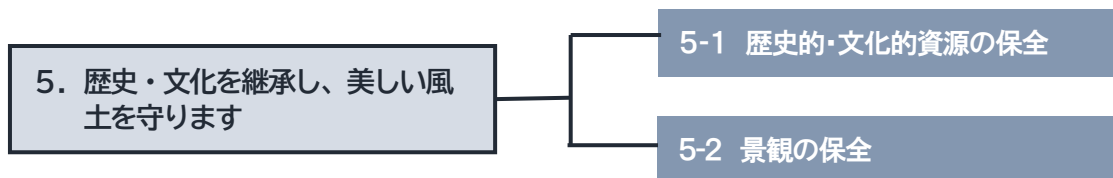
本町は、西は朝日連峰、東は白鷹丘陵により囲まれた盆地に位置し、中央を流れる最上川を中心とした水田地域が広がる、自然豊かな田園風景を有しています。この美しく豊かな自然環境の中で農林業等を営みながら地域コミュニティを形成し、伝統文化等を醸成してきました。

樹齢500年以上と推定される古典桜、深山和紙や白鷹紬、古文書にも記録のある紅花栽培など、自然、そして人の営みが調和し創られてきた歴史的資源が受け継がれています。また、国指定文化財である観音寺観音堂をはじめとした建造物や史跡、民俗芸能など、多くの指定文化財があります。

今後も、これらの歴史的・文化的資源を活かしながら、自然豊かな景観を守っていく必要があります。また、都市部においても、緑地や水辺空間を確保しながら、美しく良好なまちなみの形成に取り組んでいく必要があります。

施策・取組の体系

歴史的資源や景観を活かした風土を継承するための施策を2つに分類し、町の施策の方向性、町民・事業者それぞれの取組を示します。



5-1 歴史的・文化的資源の保全

町には、樹齢500年を超えるサクラが点在しており、古くから地域の方々により守られてきました。サクラの保存・管理をととした地域づくりも進み、また、それらを「古典桜」と称し、観光資源としても活用してきました。町の誇り・シンボルとして、最も重要な存在のひとつです。

しかし、大切に守られてきた古典桜ですが、この10年の間に、老齢化による樹勢の衰え等により2本のサクラが枯死してしまいました。自然を守り引き継ぐことがいかに困難であるかを再認識する出来事でした。1本は、古典桜の中でも中心的な存在であった釜の越サクラでしたが、令和2年3月には釜の越サクラの分身木が移植され、釜の越サクラ2世樹の勝弥サクラとともに、今後、美しい桜の花を咲かせてくれることが期待されます。

伝統文化である白鷹紬や深山和紙は、天然資源を原料としており、自然環境や生物多様性等と密接に結びついています。紬の原料である絹糸は、地球にやさしい天然素材として注目されています。

近年、町全体の取組として定着してきた紅花栽培については、1600年代には白鷹町が置賜領内の紅花の半数以上を生産していたという記録があり、歴史的な資源といえます。また、日本農業遺産登録申請の際の調査では、多様な昆虫の訪花が確認されており、紅花畑の生物多様性の高さが確認されています。観光資源としての活用も含め、引き続き、町の重点的な取組として推進していきます。



①施策の方向性（町の取組）

- ◆古典桜の保護・維持管理を推進します。
- ◆歴史的建造物などの保存会を支援します。
- ◆深山和紙や白鷹紬などの伝統工芸の技術保存、人材育成に取り組みます。
- ◆紅花栽培を促進し、販路拡大に取り組みます。
- ◆郷土料理や地域文化の伝承に取り組みます。
- ◆歴史民俗資料館等において、歴史文化等の学習の機会を提供します。

②町民・事業者の取組

町民	それぞれの地域の歴史的・文化的資源の保全に協力します。 古典桜の保護活動に積極的に参加します。 紅花文化への理解を深め、紅花に関する各種取組に協力します。 郷土料理や伝統工芸など、身近な郷土文化への理解を深めます。
事業者	町の歴史的・文化的資源の保全に協力します。 地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくり、地域づくりに積極的に協力します。 歴史的・文化的資源を保全するための社会貢献活動を行います。

5-2 景観の保全

今後も進むと予想される少子高齢化・人口減少に対応し、安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを推進するため、「コンパクトで利便性の高い市街地」と「市街地以外の各地区コミュニティセンターを中心とした拠点」という町土地利用を進めていく必要があります。

市街地においては、多様な都市的機能を有した暮らしやすい住環境を整備していきませんが、無秩序な土地開発を抑制し、水辺や緑地などの自然環境と調和したまちなみの形成を図ります。また、神社や城址、例祭、民俗芸能など、有形無形の地域資源を保全・活用し、歴史や文化を感じることでできる景観を維持します。

農山村地域では、それぞれの地域の特性を踏まえた生活環境を維持するとともに、豊かな自然環境と美しい景観の保全を図ります。棚田振興法による指定を受けた美しい棚田、最上川沿いや朝日山系の麓に広がる豊かな田園地帯、里山の風景、広大な紅花畑など、将来に引き継ぐべき景観を守ります。

また、人口減少に伴い増加傾向にある空き家や遊休地は、安全上の問題だけでなく、景観にも影響を与えます。管理が放棄された空き家は野生生物の住処になる場合もあり、安全な住環境にも影響します。所有者や地区と協議しながら適切に対応していく必要があります。

利用可能な空き家については、空き家バンク事業等により、利活用の促進を図ります。また、町外からの移住希望者への情報提供を行い、移住促進と合わせた取組を実施していきます。



中山地区の棚田



深山地区の棚田

5-2 景観の保全

①施策の方向性（町の取組）

- ◆土地利用に関する各法令や町の各計画に基づき、適正な土地利用を進めます。
- ◆鮎貝地区・鷹山地区において、棚田の保全と棚田を核とした地域振興を支援します。
- ◆地域の協力のもと、都市公園の適切な運営、維持管理を推進します。
- ◆山形県ふるさとの川愛護活動支援事業への企業や地域の参加促進に努めます。
- ◆地域の環境保全の取組を支援し、良好な景観の維持に努めます。
- ◆空き家について、倒壊等による被害を防止するため、所有者に適正管理の周知を行うとともに、解体支援を実施し、きれいなまちなみの保全に努めます。
- ◆空き家バンク事業等により、利用可能な空き家の利活用を促進します。

②町民・事業者の取組

町 民	地域の公園や街路樹などの維持管理に協力します。 地域で行う河川や道路、側溝などの清掃活動に積極的に参加します。 ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。 家屋などの建築物は、周囲の景観と調和したものとなるよう努めます。 棚田等の地域資源を活かした地域づくりを進めます。 花いっぱい運動に参加し、良好な景観の維持に努めます。
事業者	所有地を適正に管理するとともに、新たな土地利用の際は、農地等の自然的土地利用からの転換は可能な限り避けるよう努めます。 社屋、倉庫などの建築物は、周囲の景観との調和に配慮します。 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。 河川や道路の清掃などの社会貢献活動を行います。

環境指標

環境指標	現状値	目標値 (R14)
古典桜の件数	6件	6件 (現状維持)
紅花の栽培面積	446a	446a (現状維持)
花いっぱい運動実施箇所数(学校を除く)	37箇所	37箇所 (現状維持)
危険性のある空き家の件数	71件	71件 (現状維持)

基本目標 6

一人ひとりが「自分ごと」として、環境保全に取り組みます



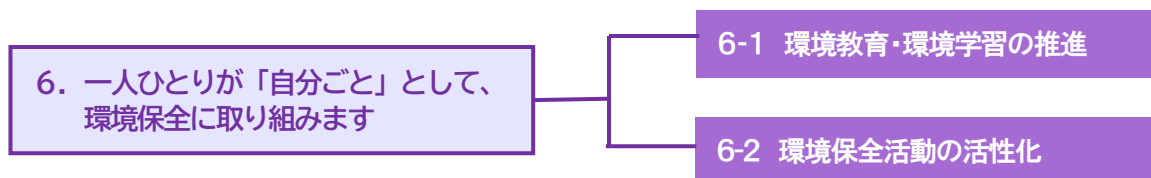
地球温暖化は、世界中の誰もが取り組んでいかなければならない地球規模の問題です。温暖化対策の国際ルールである「パリ協定」では、「産業革命前からの気温上昇を2度より低く、1.5度に抑える努力をする」ことが目標とされましたが、地球の平均気温はすでに約1.1度上昇していると言われています。たった1.1度ですが、異常な気温上昇、台風の増加、海面上昇、北極の氷の融解など、温暖化による気候変動は、世界中に深刻な影響を及ぼしています。当町においても例外ではなく、平成25年・26年の豪雨災害をはじめ、数年ごとに起きる台風や豪雨災害、気温の上昇など、日常生活に大きな影響を及ぼしています。

地球温暖化は、様々な分野における技術開発が進まなければ解決できない大きな課題ですが、技術開発だけでなく、一人ひとりの環境に対する意識が変わり、行動していかなければ解決できないとも言われています。一人ひとりが「自分ごと」として捉え、大気、農地、森林、河川、生態系、エネルギー、消費行動、廃棄物など様々な分野に関心を持ち、できることから始めることが必要です。

たった数十年前までは、穏やかな気候の中で人々は暮らし、豊かな自然環境を守り、歴史・文化を形作ってきました。しかし、温暖化が進む中で生まれるこれからの子どもたちは、その世界を知ることではできません。まだ残された白鷹町の美しい自然を守り未来に引き継いでいくために、今生きている私たちが何をすべきか、一人ひとりが学び、考え、行動していく必要があります。

施策・取組の体系

環境保全を「自分ごと」として捉え行動していくための施策を2つに分類し、町の施策の方向性、町民・事業者それぞれの取組を示します。



6-1 環境教育・環境学習の推進

近年、多発する異常気象やこれに伴う災害は、地球温暖化による気候変動が原因と考えられます。なぜ地球温暖化が進んでいるのか、どのような影響が起きているのか、このまま平均気温が上昇すると何が起こるのか、これらの原因や影響を知ることが、地球温暖化対策、そして、環境全般に対する取組を始めるきっかけになります。

地球の平均気温の上昇を産業革命前から1.5度に抑えることが目標とされていますが、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）のシミュレーションによれば、地球温暖化対策をしない場合、今世紀末の世界の平均気温は5度近くまで上昇するという予測も出ています。1.1度の上昇によりここまで異常気象が多発していることを考えれば、想像を絶する状況になることが予想されます。

自然環境は様々な要素が複雑に関わり合ったバランスの上に成り立っています。歴史を振り返っても、人が利便性を追求し自然環境を変えた結果、最終的に人の生活を脅かすことになったという例は多くあります。人も自然の中の一部であることを認識し、どうすれば自然と共生しながら持続可能な社会を築いていくことができるか、年代を問わず全ての人が学んでいく必要があります。

小中学校においては、地域の方々の協力を得ながら田植えや紅花栽培、生物調査などを通し、自然に触れ、環境を考える機会を設けています。現在の小中学生たちは、カーボンニュートラルの達成目標年とされる2050年に社会の中心となります。将来を担う子どもたちの環境意識を高めることがより一層求められます。



農業体験を通して、自然を学ぶ

①施策の方向性（町の取組）

- ◆環境フェアなどのイベントを開催し、啓発に取り組みます。
- ◆地域ボランティアの協力による農作業体験や昆虫観察などの活動を通し、小中学生の環境保全に対する意識の醸成に努めます。
- ◆町産木材の玩具や教育副読本により、森林環境学習の推進や啓発に取り組みます。
- ◆環境に関する講演会の開催や、地域や団体への講師派遣の支援を行います。
- ◆広報やホームページを通して、身近でできる地球温暖化対策について周知します。

②町民・事業者の取組

町民	環境フェアや講演会などに積極的に参加します。 地球温暖化について、自ら学び認識を深めます。 日頃から、新聞、テレビ、インターネット等の環境に関する情報・記事に関心を持ちます。
事業者	事業活動と環境の関わりについて認識を深めます。 地球温暖化対策に資する機材や設備などについて、積極的に情報収集します。 ゼロカーボン成長につなげる事業運営について学びます。

6-2 環境保全活動の活性化

地球温暖化対策は、地球規模で取り組まなければならない喫緊の課題です。世界の国々、各種業界・企業、都道府県、市町村がそれぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいく必要があります。同じように、一人ひとりの個人も、積極的に取り組んでいく必要があります。ごみを減らす、電力使用を抑える、食料や日用品は必要な分だけ購入する、環境に関する記事や番組を見る、森林や水辺などの自然に触れる機会を設けるなど、日常生活の中で、できる事から取り組んでいくことが大切です。

町では、環境基本計画の各種取組を推進する母体として「白鷹町美しい郷づくり推進会議」を組織し、環境保全に関する啓発活動、リサイクル活動、水質調査などを実施してきました。また、地域の公衆衛生の維持・向上を目的とした「白鷹町衛生組合連合会」においては、ごみ集積、床下消毒のほか、地域のごみ拾い活動への支援などを実施してきました。これらの活動は、今後、ますます重要となります。より一層、町、組織が一体となって環境保全活動を推進していく必要があります。

一方、少子高齢化・人口減少が進む中、団体を組織し活動していくことが困難な状況となっています。今後は、各地区コミュニティセンター等の身近な場所において、誰でも楽しく気軽にできる環境保全活動に取り組んでいくことが期待されます。

また、事業者においても、今後、さらに地球温暖化対策や環境保全活動が求められる時代になってくることが予想されます。

環境問題の解決、自然環境の保全、よりよい住環境の確保にむけ、町、町民、事業者が一体となり、それぞれの役割のなかで積極的に活動していくことが重要です。



白鷹町美しい郷づくり推進会議
ごみ減量化のためのほかしづくり

①施策の方向性（町の取組）

- ◆白鷹町美しい郷づくり推進会議により、小型家電リサイクルや廃油回収を行います。
- ◆地域のごみ回収や有価物回収などのボランティア活動を支援します。
- ◆環境保全の取組を行う町民や団体等へ支援を行います。

②町民・事業者の取組

町民	ごみの減量、電気の節約など、日常生活でできることから取り組みます。 ごみ拾いや清掃など、地域の環境保全活動やボランティア活動に積極的に参加します。 エコ商品やリサイクル商品の購入、地産地消など、環境に配慮した消費行動（グリーン購入やエシカル消費）に取り組みます。 各地区コミュニティセンターや分館を中心とした環境保全活動の実施に努めます。
事業者	事業における廃棄物の削減、電力消費量の削減などに取り組みます。 環境保全活動への参加、支援を積極的に行います。

環境指標

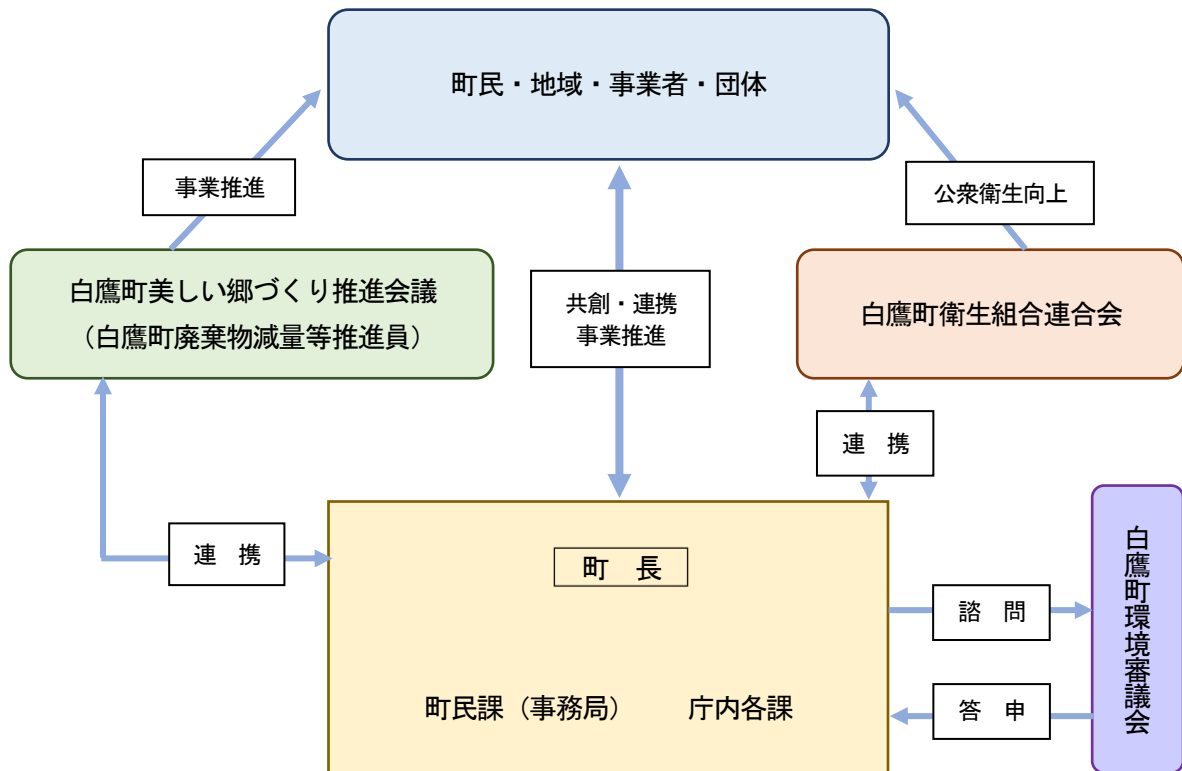
環境指標	現状値	目標値 (R14)
環境フェアの参加人数	250人	300人
ごみ拾いボランティア実施団体数	21団体	25団体
環境に関する事業を実施している地区コミュニティセンター数	4 (R3年度)	6

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

目指すべき環境像の実現に向け、本計画の取組を推進していくためには、「共創のまちづくり」の理念のもと、町・町民・事業者の各主体が連携・協働しつつ、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

計画の推進体制を下図のとおりとし、町、環境関連組織、事業者、そして町民一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。



◆白鷹町美しい郷づくり推進会議

本計画に基づく各種取組を推進する、推進母体として位置づけます。環境問題に関心がある町民等で構成される町民主体の組織で、環境に関する意見交換や情報提供、地球温暖化対策等の普及啓発、リサイクルの促進など本計画の推進に取り組みます。

◆白鷹町衛生組合連合会

町の衛生行政に協力し、地域の公衆衛生、環境衛生の向上に取り組みます。

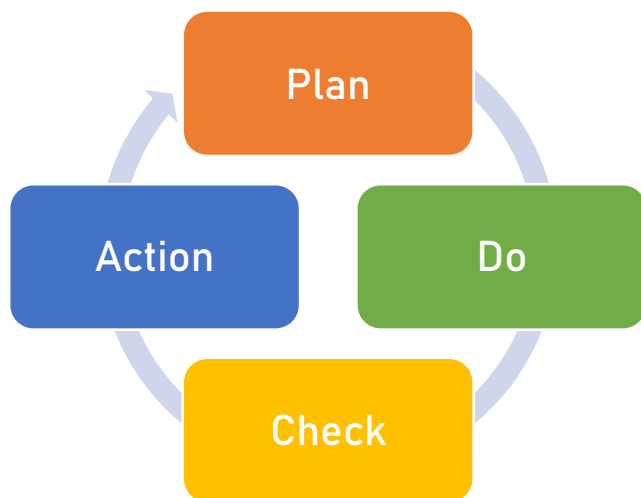
◆白鷹町環境審議会

計画に基づく各種取組の進捗状況及びその他環境保全に関する課題等について、より専門的な立場から審議を行うとともに、町民・事業者・行政に対する提言や助言を行います。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を実効性のあるものとするため、取組状況について定期的な把握と点検を行う進行管理を行っていきます。このサイクルを基本に、各主体がそれぞれの立場で計画し、行動し、確認し、継続的な改善に努めます。



Plan . . . 具体的取組の策定（環境基本計画策定）

Do 取組の実施（町・町民・事業者）

Check . . 取組の点検（環境審議会等）

Action . . 取組の改善（町）

(2) 環境指標

各施策の取組状況は、環境指標を用いて数量化することにより管理していきます。

基本目標	環境指標	現状値	目標値 (令和14年度)
1. 良好な空気と水環境等を保全し、安心な暮らしを守ります	「エコドライブを実施している」と回答した人の割合	85.0%	90.0%
	公用車の低公害車の導入台数	23台(48.9%)	33台(70.2%)
	ごみの野焼き苦情件数	8件(R3)	0件
	生活排水処理施設普及率	88.0%	90.3%
	油漏れ事故発生件数	14件(R3)	0件
2. 豊かな森林と農地を守り、活かし、育てます	白鷹町が整備する公共施設における地域産材の使用件数	6施設	9施設
	森林保全活動団体数	9団体	9団体(現状維持)
	環境保全型農業に取り組む農業者数	0	4
	地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策	4地区	14地区
	学校給食に占める町内産品率	85.3%	85.3%(現状維持)
	農地荒廃率	2.61%(R3)	1.5%
3. 脱炭素社会の実現にむけ、地球温暖化対策を進めます	再生可能エネルギー導入量(電気)	2.8%	30%
	再生可能エネルギー導入量(熱)	—	10%
	エネルギー消費量の削減	—	10%
4. ごみの減量、資源の循環に取り組めます	町民一人一日あたりのごみ排出量	470g(R3)	370g
	資源回収量・集団回収量	473t(R3)	654t
	集団回収の実施団体数	18団体	20団体
5. 歴史・文化を継承し、美しい風土を守ります	古典桜の件数	6件	6件(現状維持)
	紅花の栽培面積	446a	446a(現状維持)
	花いっぱい運動実施箇所数(学校を除く)	37箇所	37箇所(現状維持)
	危険性のある空き家の件数	71件	71件(現状維持)
6. 一人ひとりが「自分ごと」として、環境保全に取り組めます	環境フェアの参加人数	250人	300人
	ごみ拾いボランティア実施団体数	21団体	25団体
	環境に関する事業を実施している地区コミュニティセンター数	4(R3)	6

(3) 計画の進捗状況の公表

環境指標の進捗状況について、随時、広報やホームページにおいて公表します。

資料編

アンケート集計結果

白鷹町の環境の現状や、よりよい環境づくりについて意見を伺い計画に反映させるため、町民の方々を対象とするアンケートを実施しました。

調査地域：白鷹町全域

調査対象：白鷹町に居住する18歳以上の町民

調査方法：郵送による配布・回収

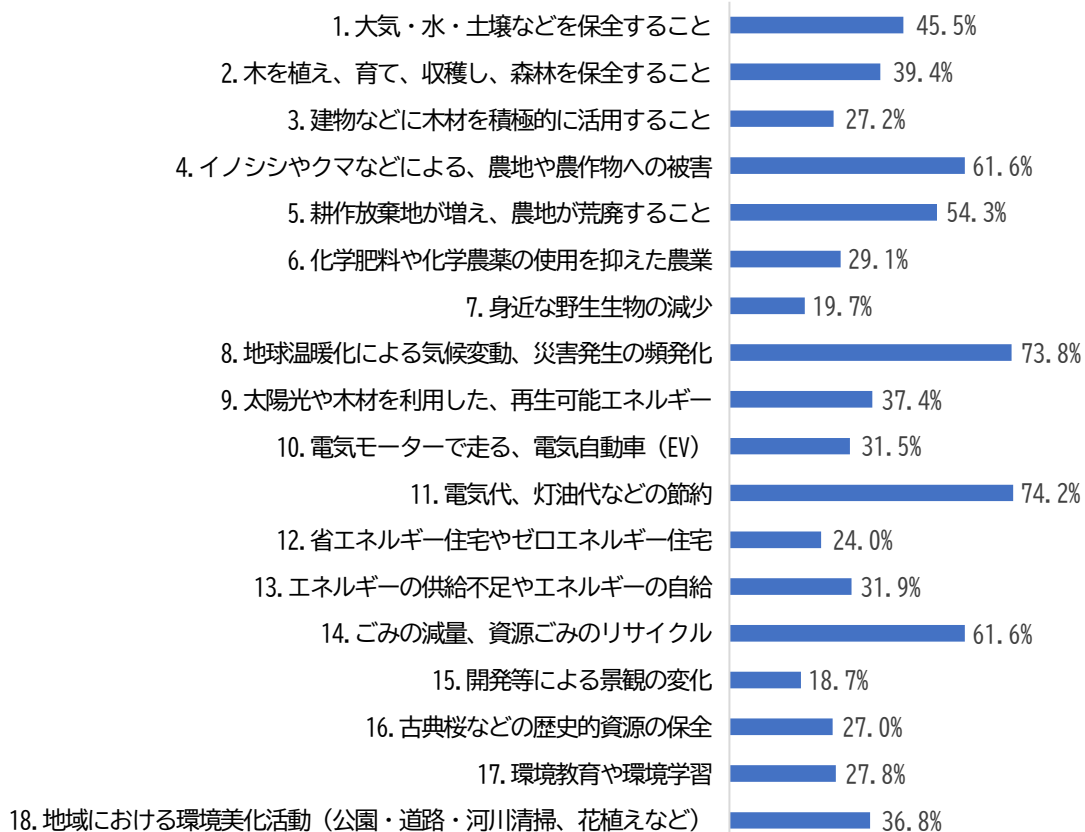
調査数：1,000人

期 間：令和4年10月18日から令和4年10月31日まで

回答状況：498人（49.8%）

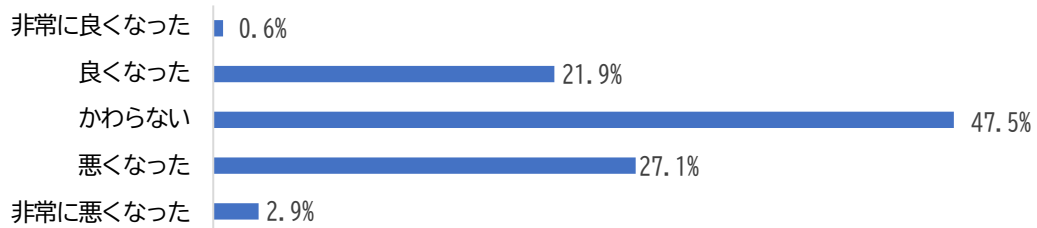
【1. 環境全般について】

質問1 現在、環境について関心のあることは何ですか。関心がある事に○をつけてください。

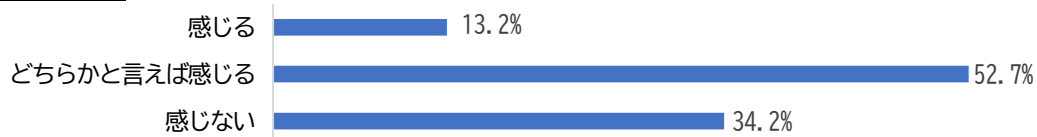


【2. 白鷹町環境について】

質問2-1 まわりの環境について、10年前と比べてどのように変わったと思いますか。

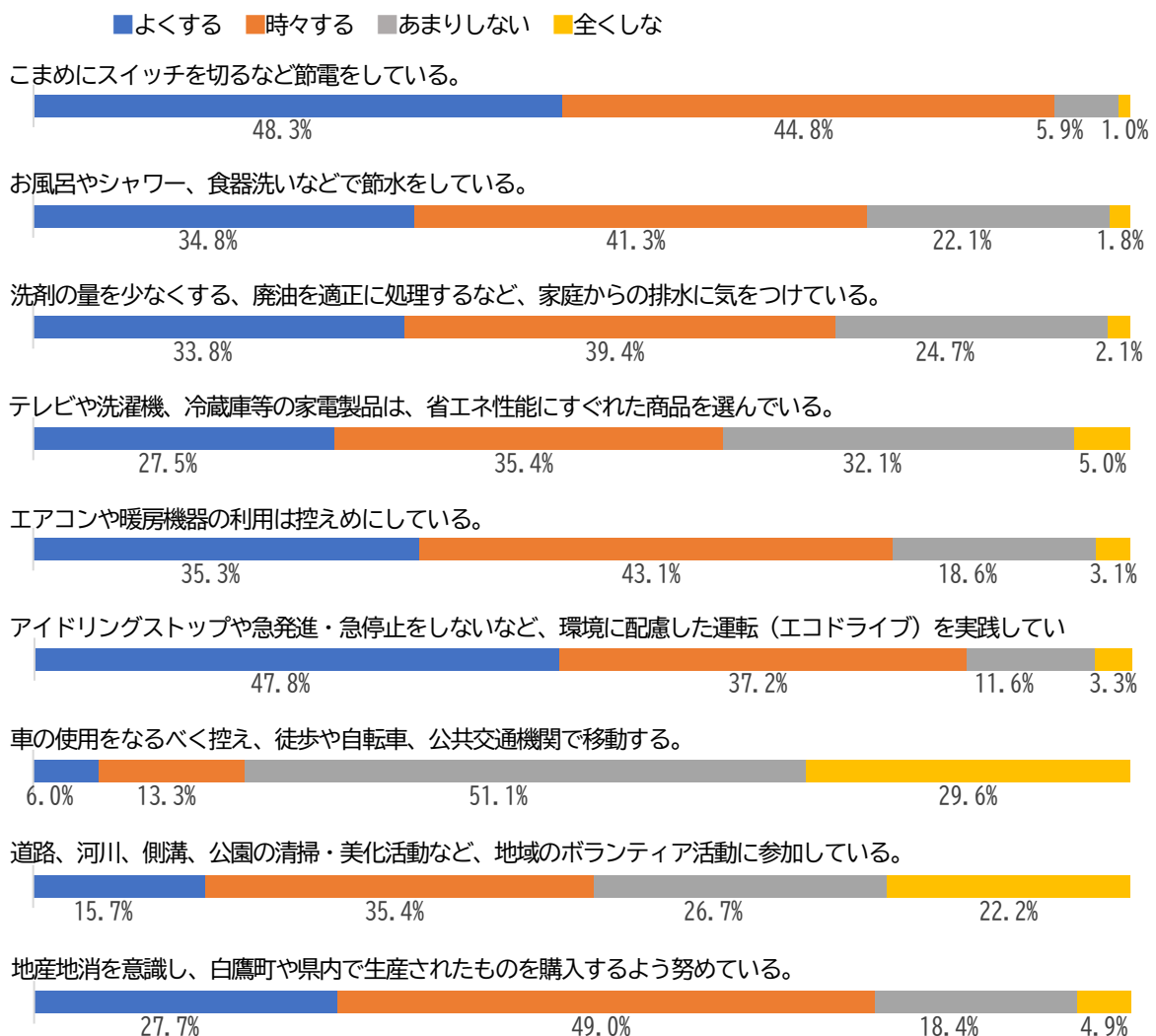


質問2-2 白鷹町について、町の歴史や伝統が感じられますか(古典桜、歴史的な建物、伝統行事など)。



【3. 環境への取組について】

質問3 環境を保全するために日常的にどのようなことを行っていますか。



家庭菜園を行い、野菜などを作っている。



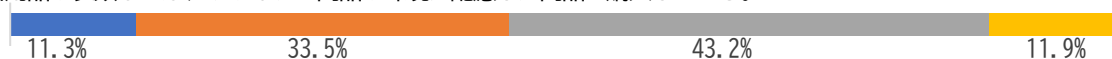
賞味期限や消費期限が近い商品から購入している。



食べ物を大切にし、食品ロスを出さないように努めている。



日用品や衣類などは、リサイクル商品や環境に配慮した商品を購入している。



山歩きなどを行い、山と触れ合う機会を設けている。

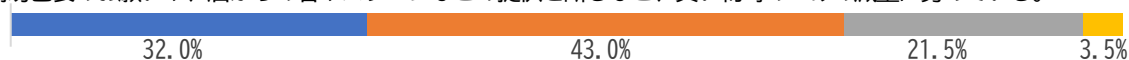


【4. ごみ減量への取組について】

質問4 ごみの減量のために日常的にどのようなことを行っていますか。

■よくする ■時々する ■あまりしない ■全くしない

簡易包装のお願いや、店からの箸やスプーンなどの提供を断るなど、買い物時のごみの減量に努めている。



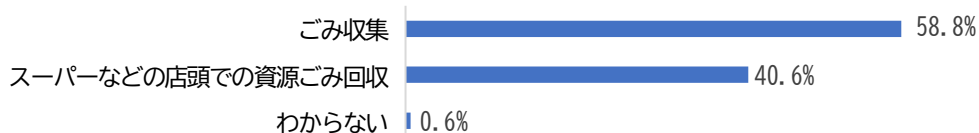
生ごみは堆肥化し、肥料として利用している。



資源ごみの回収に協力している。



質問① 食品トレイ、ペットボトル、缶などの資源ごみはどこに出していますか。

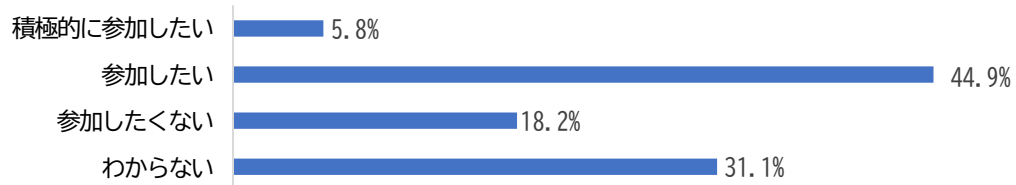


質問② お菓子やティッシュの空き箱、包装紙、封筒などの紙ごみは、資源ごみとして出していますか。



【5. 白鷹町で行われている環境保全活動】

質問5-1 良い環境を守り育てていくために、あなたは環境を守るための行動に積極的に参加したいと思いますか。



質問5-2 白鷹町で行われている環境保全活動を知っていますか。または参加したことがありますか。

- 参加・利用したことがある
- 参加・利用したことはないが内容は知っている
- 参加・利用したこともなく、内容をよく知らない

白鷹町美しい郷づくり推進会議



白鷹町衛生組合連合会



白鷹町緑の少年団



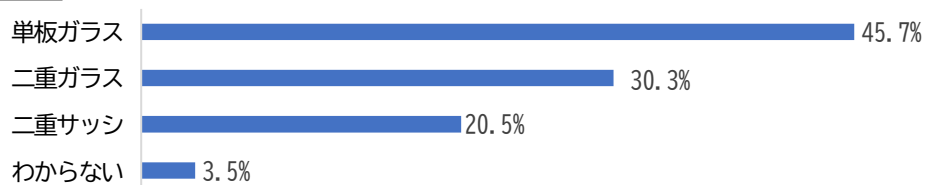
その他の環境 NPO や団体が主催する環境保全活動



【6. 住宅などの地球温暖化対策について】

質問6-1 お住いの住宅、利用している家電、暖房などについて。

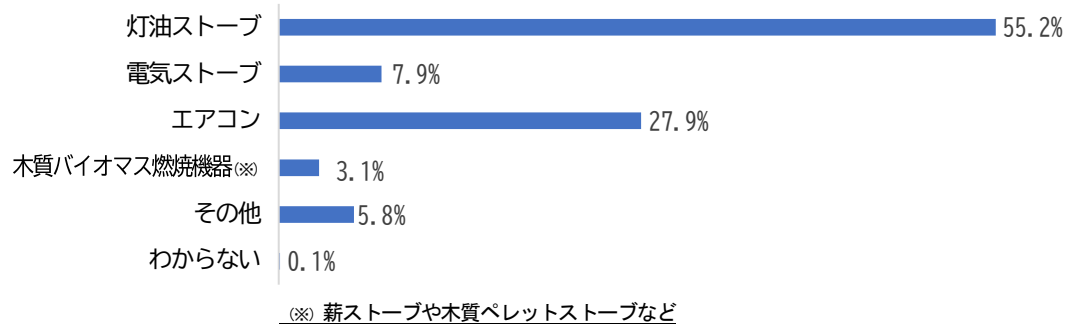
(1)居間の窓ガラス



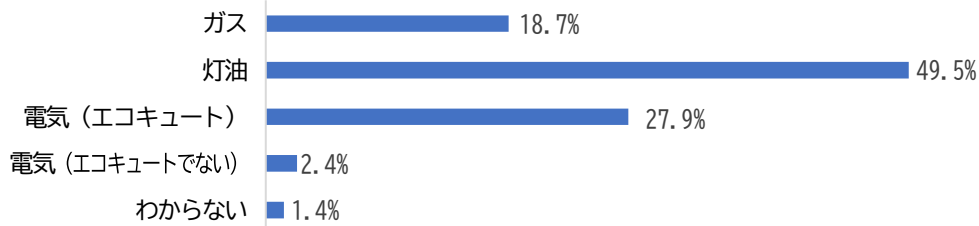
(2)居間の照明



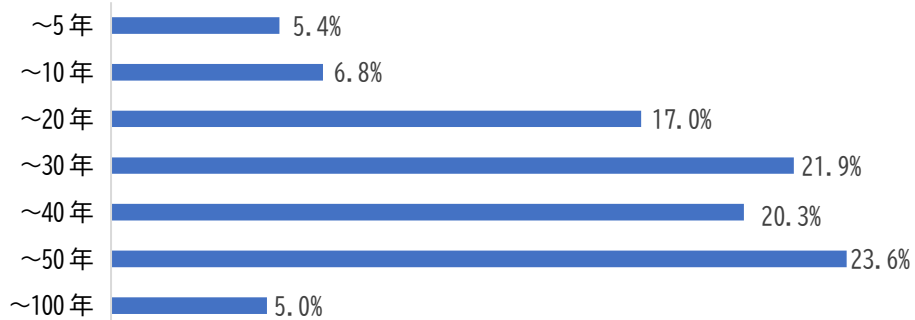
(3)暖房機器



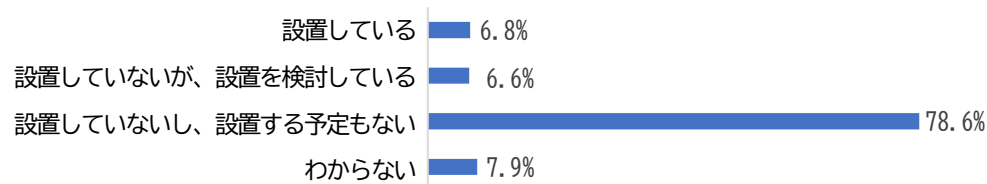
(4)給湯器



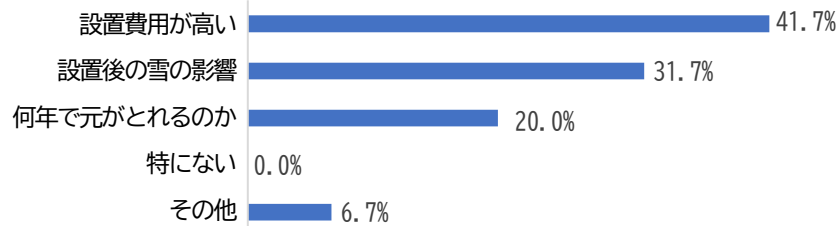
(5)住宅の築年数



質問6-2 お住いの住宅に、太陽光発電設備を設置していますか。今後、設置したいですか。



質問① 設置にあたり、気になる点はなんですか。



質問6-3 あなた及びご家族の所有する車の台数。

	1台	2台	3台以上	持っていない
ハイブリットでないガソリン車やディーゼル車 (エンジンのみで走る自動車)	130 (26.5%)	162 (33.0%)	150 (30.5%)	49 (10.0%)
ハイブリットのガソリン車 (エンジンと電気モーターで走る自動車)	131 (26.8%)	28 (5.7%)	5 (1.0%)	324 (66.4%)
電気自動車 (EV：電気モーターで走る自動車)	8 (1.6%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	476 (97.9%)

上段：回答数 下段：割合

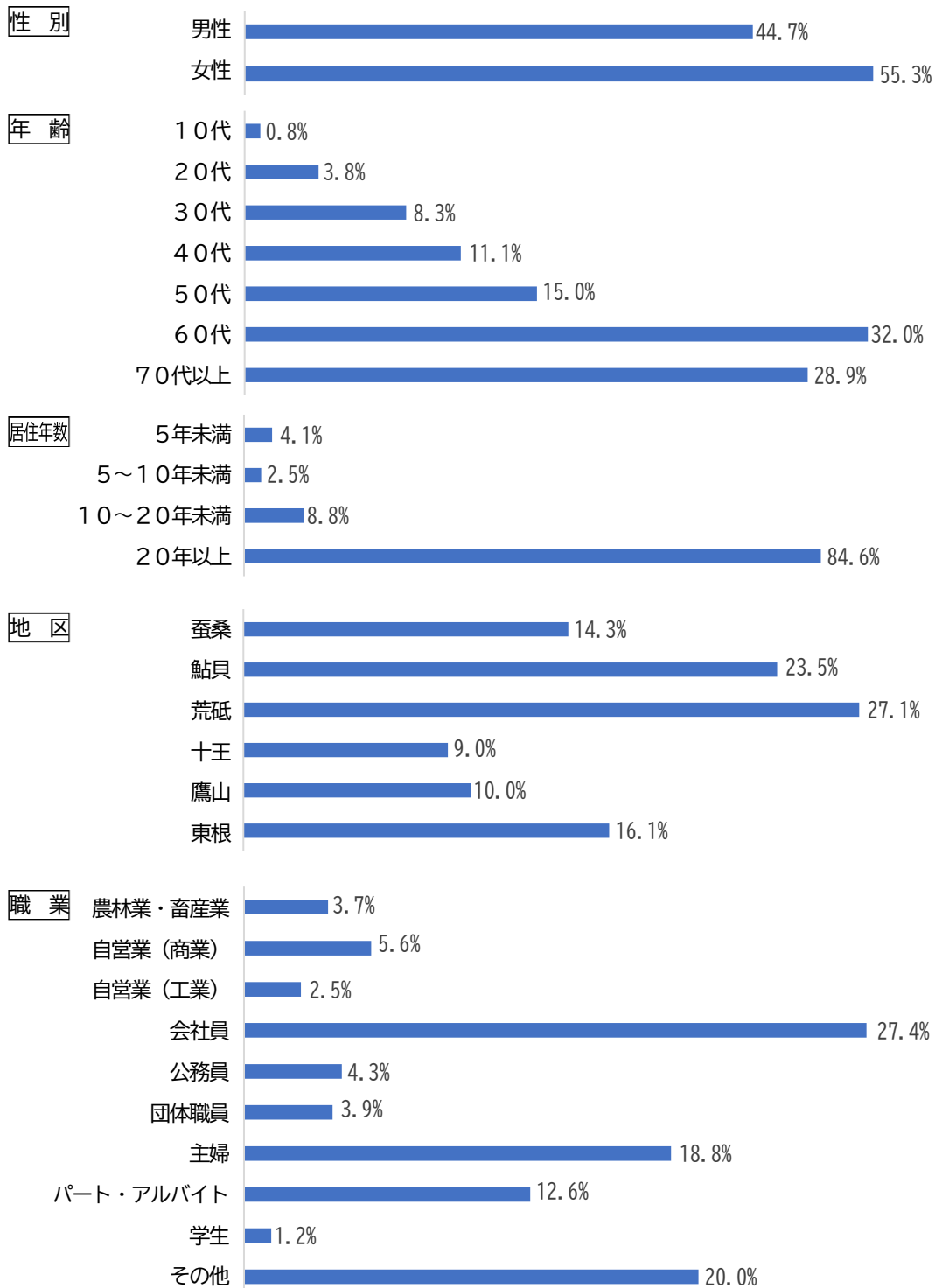
【7. 白鷹町の環境に対する取組について】

質問7 あなたは、どのような環境施策に重点をおくべきだとお考えですか。



【8. あなた自身について】

回答者の属性



白鷹町環境基本条例

白鷹町環境基本条例

平成12年9月25日
条例第31号

(前文)

白鷹山の頂きから朝日が燦々とふりそそぎ、町の中央を流れる最上川の川面が光り、草木が爽やかな風を受け、白鷹町の日が始まる。人びとを慈しみ育てた自然環境が、悠久の時の流れを刻んで歴史と文化を育み、明るい未来への架け橋となってきた。

白鷹町は、四季折々の豊かな自然環境を基に、太陽の恵みの下に育つ生物、その恩恵を受ける人びとすべてが健康であるまちづくりを目指し「健康都市宣言」を行い、町民一丸となって努力をし続けてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の急速な進展は、生活の利便性を高めてきたものの、微妙な均衡の下に成り立つ自然の生態系にも悪影響を及ぼし、人類の存続の基盤である地球環境をも揺るがしていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、すべての町民は健康で快適かつ文化的な生活を享受する権利を有すると同時に、この恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務がある。

わたしたちは、環境が人間のみならずあらゆる生命の母体であり、かつ限りがあることを深く認識し、町、町民及び事業者が相互に協力しあい、すべての英知と総力を結集し、豊かで美しい環境の保全と創造に努めることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白鷹町の良い環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良い環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「良い環境」とは、人の健康が保護され、生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素が良い状態に保持されることをいう。

(基本理念)

第3条 良い環境の保全及び創造は、町民が健康で快適かつ文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承できるよう適切に行わなければならない。

2 良い環境の保全及び創造は、自然の生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。

3 良い環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な町を構築するため、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、人類がその一部として存在していることを深く認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進する責務を有する。

2 町は、良い環境の保全及び創造に関する町民意識の高揚に努めなければならない。

3 町は、必要に応じ、国、県及び近隣市町と連携して環境施策を実施及び推進するように努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全並びに日常生活に伴う資源及びエネルギー

の消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 町民は、環境についての理解を深めるとともに、自ら進んで良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

3 町民は、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に係る廃棄物の発生を抑制するとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 事業者は、環境についての理解を深めるとともに、積極的に良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

5 事業者は、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第 2 章 良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第 7 条 町は、基本理念にのっとり、環境施策の実施及び推進にあたっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態で確保すること。

(2) 生物の種の保存及び生物の多様性の確保を図ること。

(3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。

(4) 最上川水系の流域における環境について、総合的に保全を図り、創造すること。

(5) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の特性を生かした良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全を図り、創造すること。

(6) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。

(7) 良好な環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ること。

(8) 環境施策を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者が協働することのできる社会の形成を図るとともに、より質の高い環境を創造すること。

第 3 章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的な施策等

(環境基本計画)

第 8 条 町長は、環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進するため、前条の基本方針に基づき、白鷹町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標

(2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮の指針

(4) その他環境施策を総合的かつ計画的に実施及び推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ白鷹町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 町長は、環境基本計画を策定したのちにおいては、環境基本計画に基づく環境施策の実施状況等を明らかにするため、環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

(協定等の締結)

第 9 条 町長は、公害の防止、自然環境の保全及び快適性のある環境の確保のために必要があると認めるときは、町民及び事業者と協定等を締結することができる。

2 町民及び事業者は、町長が協定等の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

3 協定等を締結した町民及び事業者は、当該協定等を遵守しなければならない。

(指導、助言及び助成)

第 10 条 町長は、良好な環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、町民及び事業者に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

2 町長は、前項の指導、助言及び助成を行ったときは、必要な報告を求めることができる。

(監視、測定及び調査等)

第 11 条 町長は、環境の監視、測定及び調査の体制の整備に努めるとともに、環境に関する情報を体系的に収集及び整備するものとする。

2 町長は、必要に応じ、環境の監視、測定及び調査の結果並びに環境に関する情報を町民及び事業者に提示することができる。

(勧告及び公表)

第 12 条 町長は、公害等により環境を著しく悪化させた者に対し、必要な勧告を行い、勧告に従わないときは、その内容及び氏名等を公表することができる。

(表彰)

第 13 条 町長は、良好な環境の保全及び創造に関し、顕著な功績があつた者を表彰することができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

関連計画

計画等	主な関連内容
第6次白鷹町総合計画	全般
過疎計画（振興実施計画）	全般
白鷹町ゼロカーボンシティ宣言	地球温暖化対策、二酸化炭素削減
白鷹町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）	地球温暖化対策、二酸化炭素削減
第2次白鷹町エネルギー計画	地球温暖化対策、二酸化炭素削減
白鷹町森林（もり）とつながる暮らしビジョン	森林保全、地球温暖化対策、二酸化炭素削減
白鷹町森林整備計画	森林保全、地球温暖化対策、二酸化炭素削減
白鷹町松くい虫被害対策自主事業計画	森林保全
白鷹町農業振興地域整備計画	農地保全、景観保全
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	農地保全、景観保全
白鷹町田園環境整備マスタープラン	農地保全、景観保全、生物多様性保全
白鷹町鳥獣被害防止計画	農地保全、景観保全
白鷹町食育・地産地消推進計画	農地保全、歴史・文化的資源保全
白鷹町ごみ処理基本計画	ごみ減量、資源ごみリサイクル
白鷹町分別収集計画	ごみ減量、資源ごみリサイクル
災害廃棄物処理計画	災害廃棄物
白鷹町防災計画	災害廃棄物
国土利用計画	景観保全
白鷹町都市計画マスタープラン	景観保全
白鷹町立地適正化計画	景観保全
白鷹町住生活基本計画	住環境保全、景観保全
白鷹町住宅整備基本構想	住環境保全、景観保全
空家等対策計画	住環境保全、景観保全
水質検査計画	水環境・水質保全
白鷹町公共下水道事業計画	水環境・水質保全
白鷹町水道事業経営戦略	水環境・水質保全
白鷹町下水道事業経営戦略	水環境・水質保全
白鷹町観光交流推進計画	歴史・文化的資源保全、生物多様性保全
白鷹町の教育	歴史・文化的資源保全、環境学習
白鷹町生涯学習振興計画	歴史・文化的資源保全、環境学習
白鷹町教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱	歴史・文化的資源保全、環境学習

SDGsと施策の関係

		【基本目標1】	【基本目標2】	【基本目標3】	【基本目標4】	【基本目標5】	【基本目標6】
		良好的な空気と水 環境等を保全し、 安心な暮らしを 守ります	豊かな森林と農 地を守り、活か し、育てます	脱炭素社会の実 現にむけ、地球温 暖化対策を進め ます	ごみの減量、資源 の循環に取り組 みます	歴史・文化を継承 し、美しい風土を 守ります	一人ひとりが「自 分ごと」として、 環境保全に取り 組めます
貧困							
飢餓			○				○
保健		○					○
教育							○
ジェンダー							
水・衛生		○	○		○		○
エネルギー			○	○			○
経済成長と雇用				○		○	○
産業化 技術革新				○	○		○
不平等							
持続可能なまち		○	○	○	○	○	○
持続可能な 生産・消費		○	○	○	○	○	○
気候変動		○	○	○	○		○
海洋資源		○			○		○
陸上資源		○	○	○		○	○
平和							
パートナーシップ		○	○	○	○	○	○

計画策定の経緯

【白鷹町環境審議会委員】

No.	役職	氏名	所属
1	会長	竹田久次	
2	副会長	五十嵐政司	白鷹町衛生組合連合会
3		海老名和好	
4		小林 真	
5		守谷文子	
6		五十嵐悦子	
7		後藤敬一郎	
8		船山 彰 博	
9		紺野里子	
10		熊坂勝則	白鷹町美しい郷づくり推進会議

【第3次白鷹町環境基本計画・第2次白鷹町エネルギー計画策定懇話会】

No.	役職	部会	分類	氏名	所属
1	会長 エネルギー部会長	エネルギー	地球温暖化	三浦 秀 一	学校法人東北芸術工科大学
2		エネルギー	再エネ・省エネ	熊坂勝則	美しい郷づくり推進会議
3		エネルギー	林業・山林	小林 真	NPO 法人ひびき
4		エネルギー	農業・農地	村上 浩 康	白鷹町農業委員会
5		エネルギー	商工業	後藤敬一郎	白鷹町商工会
6	副会長 環境部会長	環境	地球温暖化	大場 健 一	NPO 法人環境ネットやまがた
7		環境	ごみ・リサイクル	加藤 仁 美	美しい郷づくり推進会議
8		環境	歴史・景観	金田 春 雄	しらたか古典桜の会
9		環境	農業・農地	樋口賢太郎	株式会社サンファームしらたか
10		環境	林業・山林	佐藤 聖 之	西置賜ふるさと森林組合
11		環境	商工業	齋藤 妙 子	白鷹町商工会
12		環境	環境保全	井上 善 晴	白鷹北部地区棚田地域振興協議会

環境基本計画については、環境部会において検討。

【策定経過】

年月日	庁内	計画策定懇話会	環境審議会・議会等
R4. 8. 8	第1回計画策定庁内ワーキング会議		
R4. 8. 22		第1回環境基本計画・エネルギー計画策定懇話会	
R4. 8. 24	定例課長会		
R4. 8. 26			環境審議会へ骨子説明
R4. 9. 8			総務厚生常任委員会へ骨子説明
R4. 10. 18			環境基本計画・エネルギー計画アンケート実施（～10/31）
R4. 11. 1	第2回計画策定庁内ワーキング会議（エネルギー部会）		
R4. 11. 4	第2回計画策定庁内ワーキング会議（環境部会）		
R4. 11. 8		第2回エネルギー計画策定懇話会	
R4. 11. 9		第2回環境基本計画策定懇話会	
R4. 11. 17			美しい郷づくり推進会議へ説明
R4. 11. 22	第1回環境基本計画・エネルギー計画策定委員会		
R4. 12. 12			総務厚生常任委員会へ概要説明
R4. 12月下旬			町内企業への訪問ヒアリング
R5. 1. 6	第3回計画策定庁内ワーキング会議（エネルギー部会）		
R5. 1. 10	第3回計画策定庁内ワーキング会議（環境部会）		
R5. 1. 16	第2回環境基本計画・エネルギー計画策定委員会		
R5. 1. 23			パブリックコメント開始（～2/10）
R5. 1. 24			環境審議会へ諮問
R5. 2. 14	第3回環境基本計画・エネルギー計画策定委員会		
R5. 2. 17		第3回環境基本計画・エネルギー計画策定懇話会	
R5. 2. 22	定例課長会		
R5. 3. 9			総務厚生常任委員会へ最終案の説明
R5. 3. 20			環境審議会から答申

第3次白鷹町環境基本計画

令和5年3月

白鷹町町民課くらし環境係

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

TEL: 0238-85-6131

FAX: 0238-85-5275

URL: <https://www.town.shirataka.lg.jp>

E-mail: cyumin@so.town.shirataka.yamagata.jp